

～みどり豊かな環境(ふるさと)を愛し 心と体がたくましく育つまち～

第二期

南関町子ども・子育て支援事業計画



許可番号第 19-19 号

令和2年3月
南関町



ごあいさつ



近年のわが国において、人口減少、少子高齢化とともに、家族形態の変化や地域における環境の変化などから、子育てに不安や孤立感を感じている家庭は少なくありません。このような状況は本町も例外ではなく、これらに対応すべく仕事と子育てを両立できる環境の整備が求められています。

子育て世代が持つ様々な問題を解決し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な幼児期に、質の高い幼児教育や保育を保護者の皆様のニーズや多様化に応じて総合的に提供することが重要となってきます。

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」に移行し、子ども・子育て支援のニーズを反映した5年を一期とした「南関町子ども・子育て支援事業計画」を平成26年3月に策定しました。この度、この計画の満了に伴い、令和2年度を初年度とする「第二期南関町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

「子どもが豊かな自然の中で、心身ともに健やかに育つまち」を基本理念とした「南関町次世代育成支援行動計画」、及び「みどり豊かな環境（ふるさと）を愛し、心と体がたくましく育つまち」とした第一期の「南関町子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、すべての子どもが故郷“南関”を愛する心をもって、緑豊かな自然の中ですくすくと育っていけるように、そして、本計画を基に次世代を担う子どもたちがいきいきと健やかに、たくましく育つ環境を整備することに最善を尽くし、子育て支援の充実したまちづくりを目指します。

最後に、この「第二期南関町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり熱心にご審議を頂きました「南関町子ども・子育て審議会」の各委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

南関町長 佐藤 安彦

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 策定体制	2
第2章 南関町の子ども・子育てに関する現状と課題	4
1. 統計資料から見る現状	4
2. ニーズ調査結果の概要	10
3. 教育・保育サービス等の状況	29
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	30
1. 基本理念・基本目標	30
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割	31
3. 施策の体系（体系図）	32
第4章 施策の展開	33
1. 地域における子育ての支援	33
2. 母子の健康確保と増進	35
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	37
4. 子育てを支援する生活環境の整備	39
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	41
6. 子ども等の安全の確保	42
7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	43

第5章 子ども・子育て支援事業計画	45
1. 教育・保育提供区域の設定	45
2. 教育・保育の提供体制の確保	46
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	51
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	57
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	58
6. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組	60
第6章 子どもの貧困に関する取組	62
1. 子どもの貧困に関する現状と課題	62
2. 取組の方向性	66
3. 取組の内容	68
第7章 計画の推進体制	74
1. 関係機関等との連携	74
2. 計画の達成状況の点検・評価	74
資料編	75

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

平成26年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和2年度を初年度とする新たな「第二期 子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

南関町では、計画策定年度である令和元年度にニーズ調査を実施し、今後の地域における子育て支援等に必要とするニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第二期 南関町 子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2．計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 4 条の規定に基づいて、本町の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「南関町総合振興計画」、及び町の各種関連計画である「南関町障がい者（児）プラン」、「南関町障がい福祉計画」、「南関町健康増進計画」、「南関町男女共同参画計画」等との整合性を図っています。

3．計画の期間

本計画は、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和 4 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4．計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

5．策定体制

（1）南関町子ども・子育て審議会における審議

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく「南関町子ども・子育て審議会」を開催し、町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



第2章 南関町の子ども・子育てに関する現状と課題

1. 統計資料から見る現状

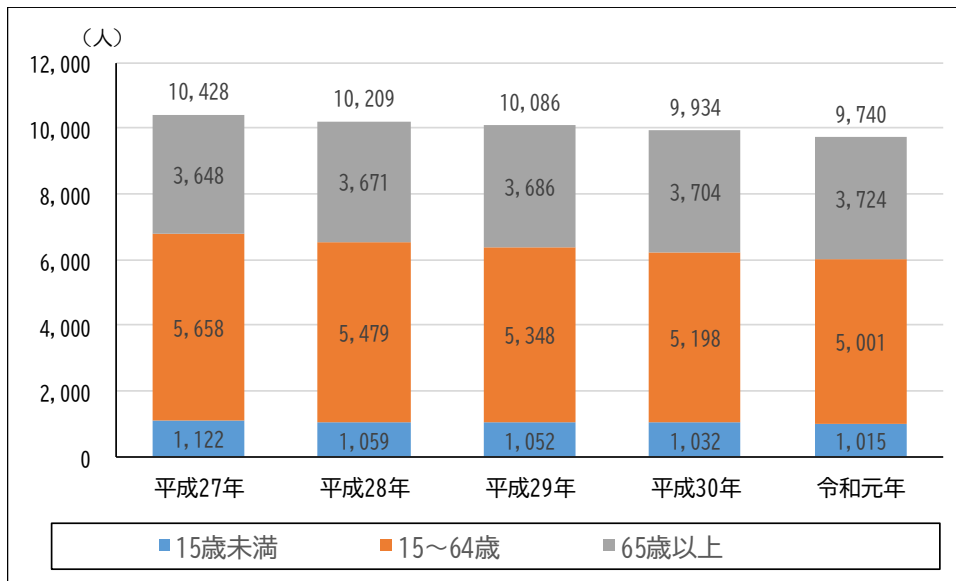
(1) 人口の推移

全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本町においても同様の傾向が見られます。平成27年の総人口が10,428人であったのに対して、令和元年では9,740人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の人口は増加傾向にあり、15歳未満の人口は減少傾向にあります。

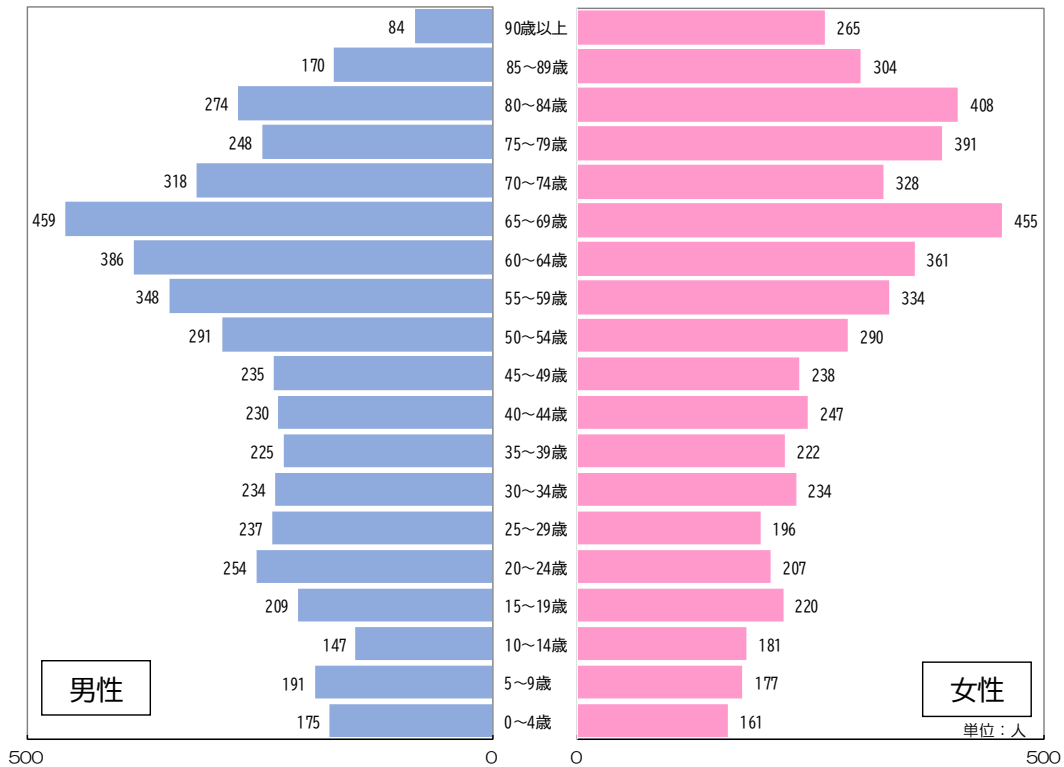
また、平成30年の年齢5歳階級・男女別人口（人口ピラミッド）を見ると、男女ともに65～69歳の層が最も多くなっており、年代が低くなるに従って人口も少なくなっています。

【総人口・年齢3区分別人口】



住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口ピラミッド（平成30年）】



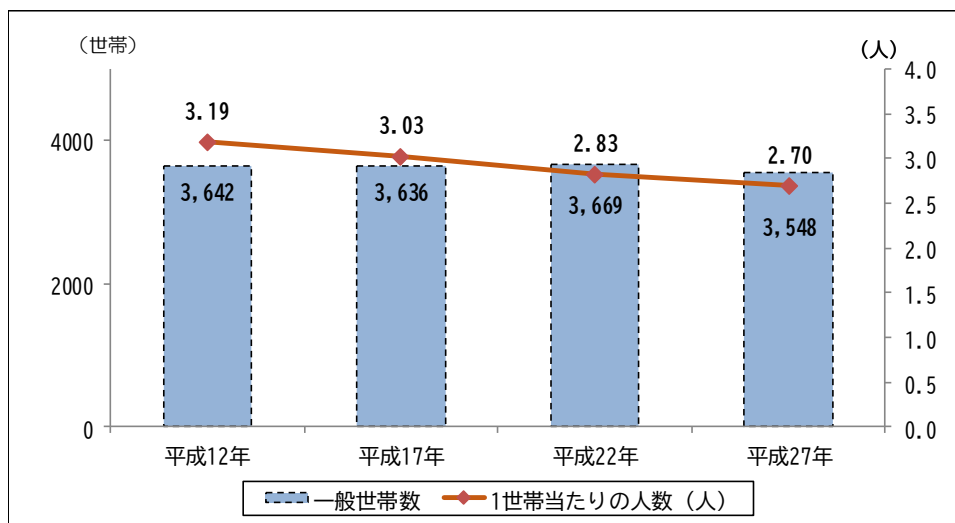
住民基本台帳

（2）世帯の動向

核家族化の進行により、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

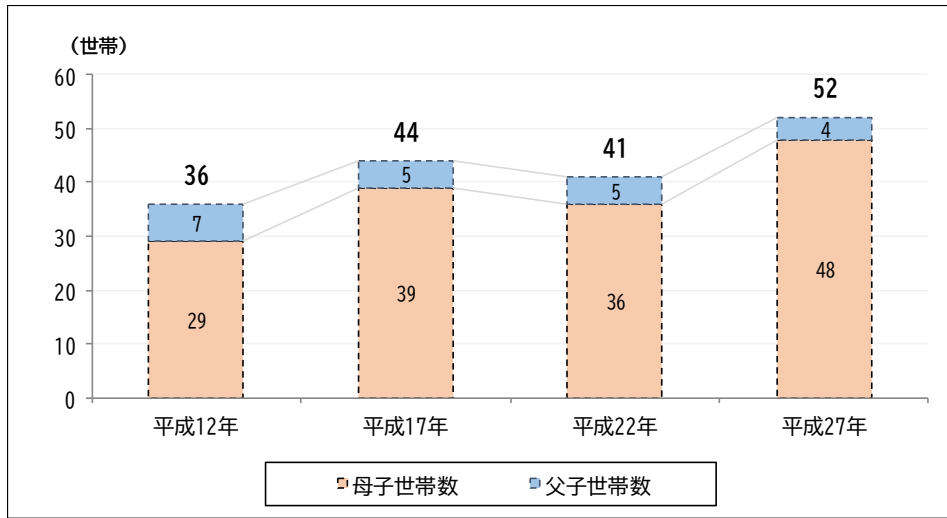
一方、ひとり親世帯数は増加傾向にあり、母子・父子世帯は平成27年で52世帯となっています。

【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



国勢調査

【母子世帯数・父子世帯数】



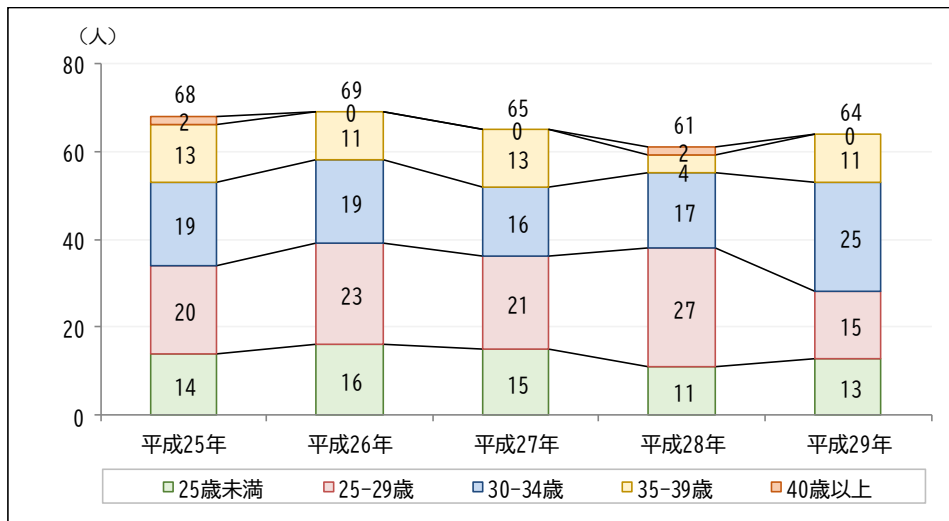
国勢調査

(3) 出生数の推移

母親年齢と出生数の関係では、平成25年と平成29年を比較すると、「30～34歳」の層は増加傾向にあり、「25～29歳」の層は減少傾向にあります。

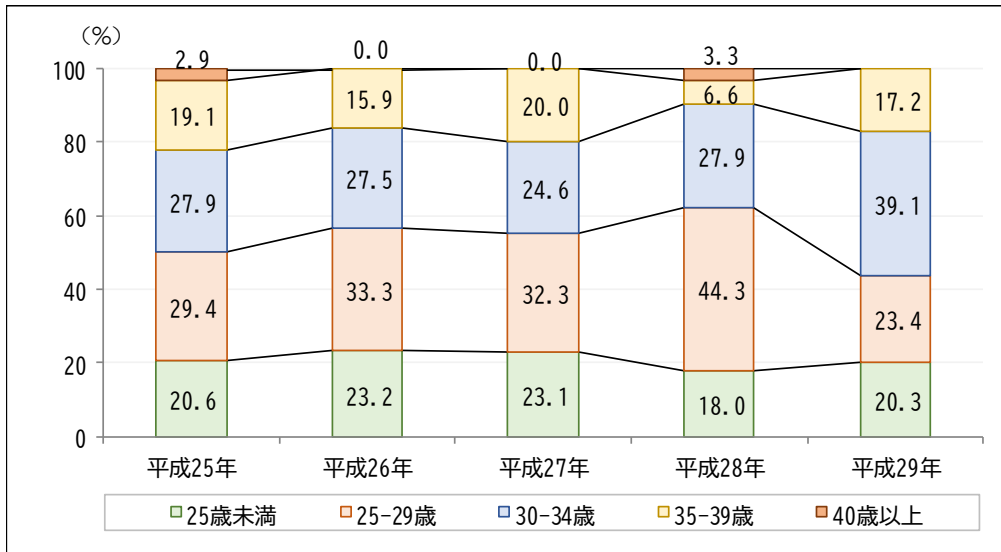
また、母親年齢と出生割合の関係では、平成24年から平成28年の推移をみると、「30～34歳」の層は増加傾向にあり、「25～29歳」の層は減少傾向にあります。

【母親年齢と出生数】



国勢調査

【母親年齢と出生割合】



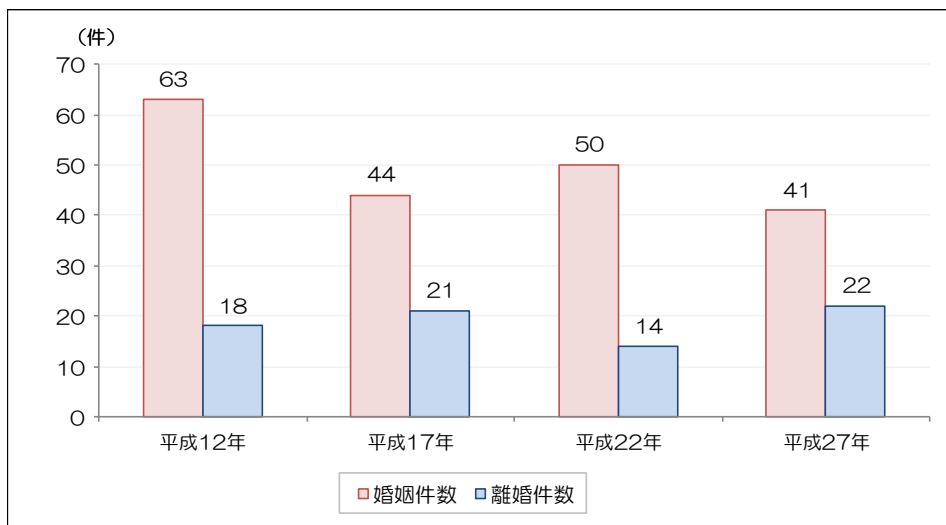
国勢調査

(4) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は減少傾向であり、離婚数はほぼ横ばいの傾向にあります。平成27年の婚姻件数は41件、離婚件数は22件となっています。

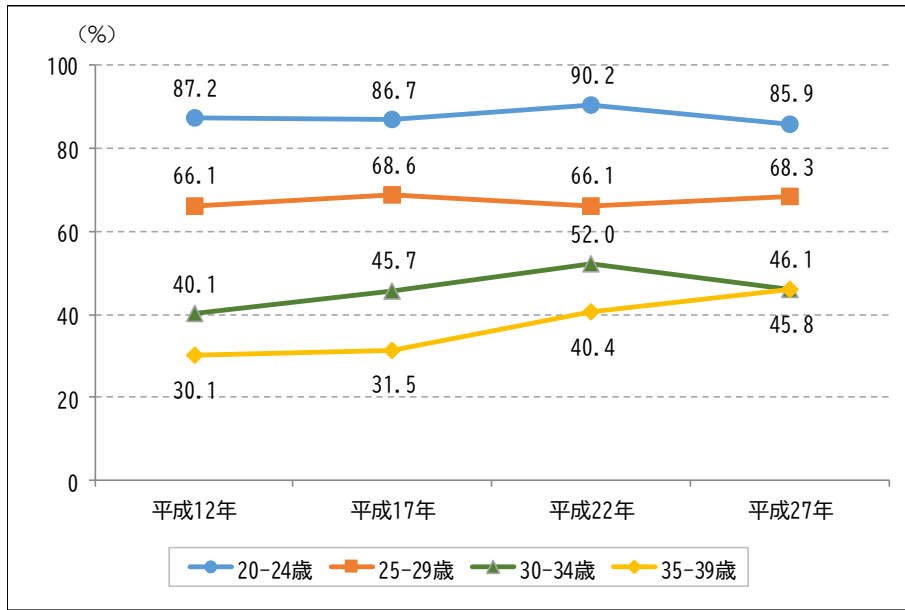
また、年代別の未婚率では、男女ともに35歳～39歳の年代層において未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化及び未婚化の流れとなっていることが分かります。

【婚姻件数・離婚件数】



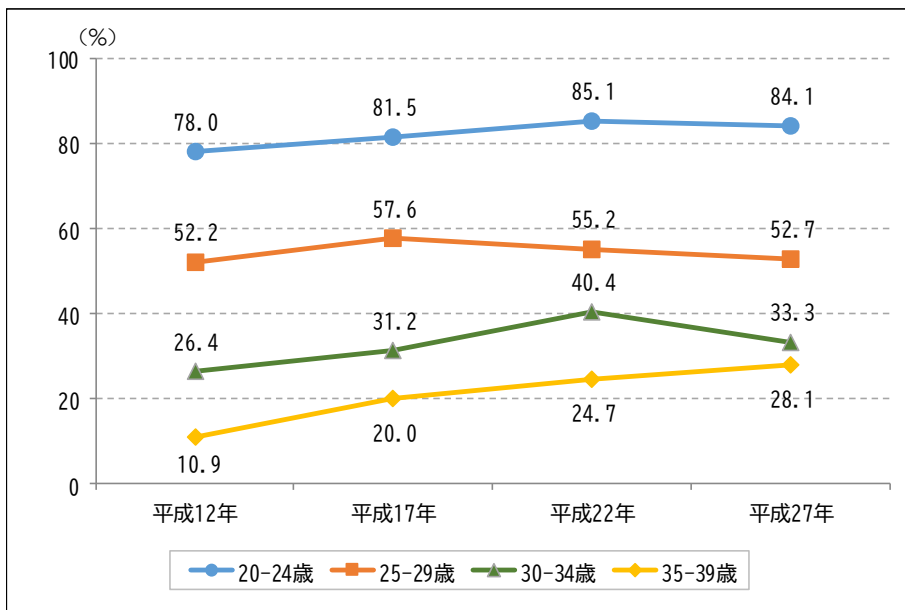
国勢調査

【年代別未婚率 男性】



国勢調査

【年代別未婚率 女性】



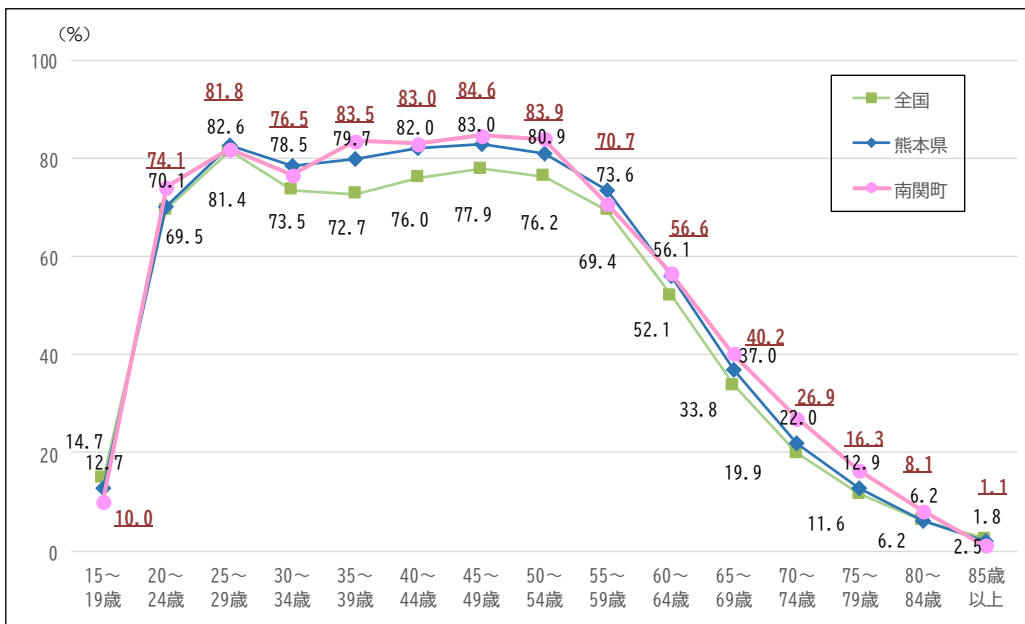
国勢調査

(5) 女性の就労の状況

南関町の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)を全国と比較すると、ほぼ全ての年代で上回っている状況です。また、30～34歳の区分でM字カーブに窪みが見られます。

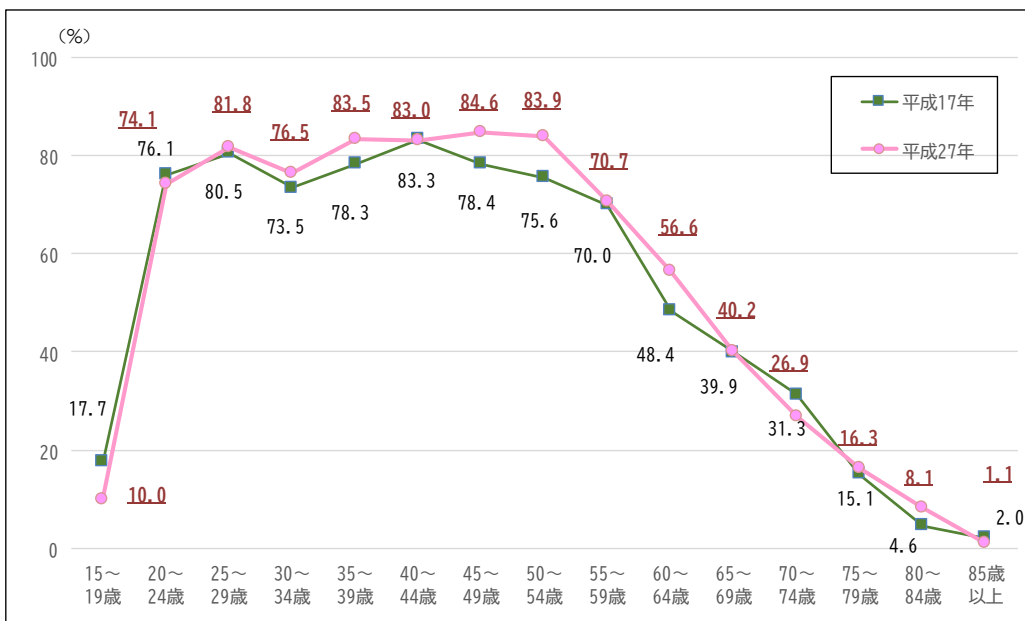
また、平成17年と平成27年を比較すると、ほとんどの年齢層で上昇しており、今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率(全国、熊本県比較)】



国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率(平成17年、平成27年比較)】



国勢調査

2. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）に基づき平成 27 年 3 月に策定した「南関町 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、令和元年に終了することに伴い、新たに「第二期 南関町 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

調査時期	令和元年 6 月	
調査対象者	南関町在住の未就学児の保護者	
調査方法	・ 町内の教育・保育施設での配布・回収 ・ 郵送による配布・回収	
回収状況	配布数	2 6 9 件
	有効回収数	1 6 6 件
	有効回答率	6 1 . 7 %

集計にあたっての注意点

回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

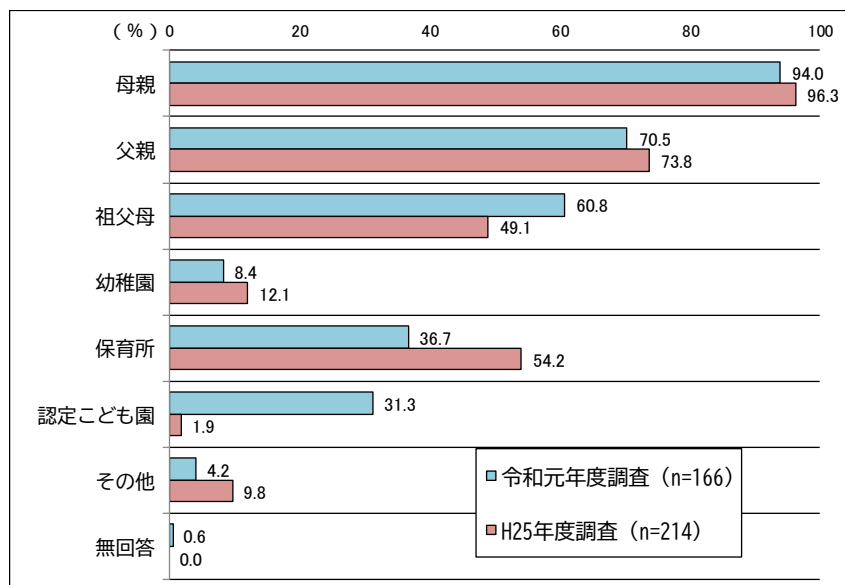
グラフ中の回答割合について、グラフが複雑になる場合は省略している場合があります。

グラフ中の「n = 」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。

(3) 調査結果

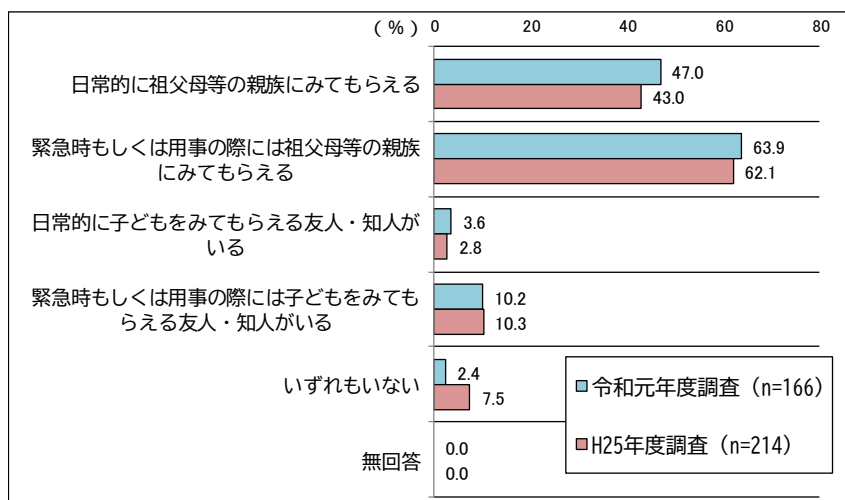
子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方

- 「母親」(94.0%)が最も高く、次いで「父親」(70.5%)、「祖父母」(60.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「祖父母」が11.7ポイント、「認定こども園」が29.4ポイント高くなっており、「保育所」が17.5ポイント低くなっています。



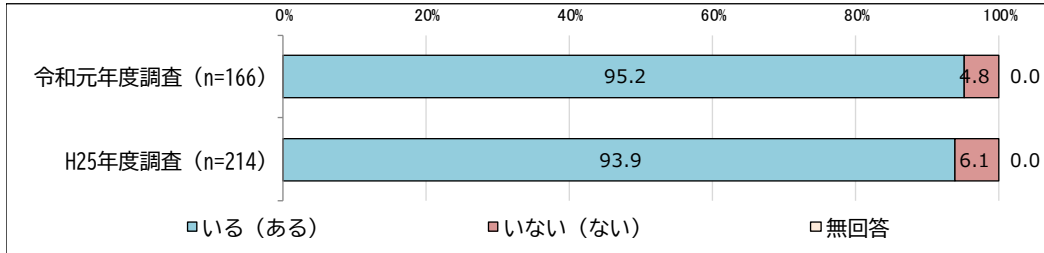
日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(63.9%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(47.0%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(10.2%)となっています。



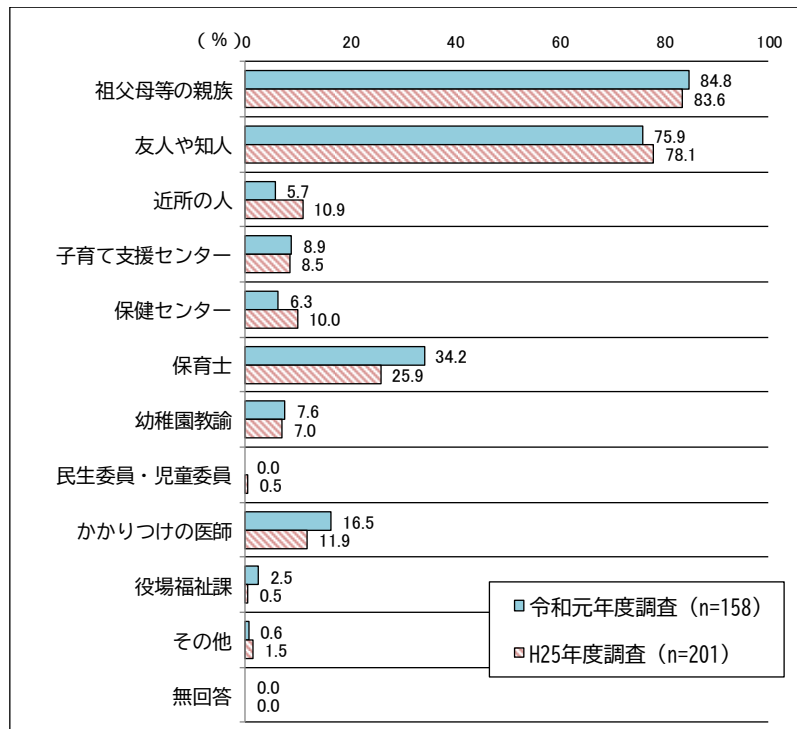
子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所(有無)

- 「いる(ある)」(95.2%)と最も高く、次いで「いない(ない)」が4.8%となっています。
- 前回調査結果と比較すると、有意な差は見られず、同等の傾向となっています。



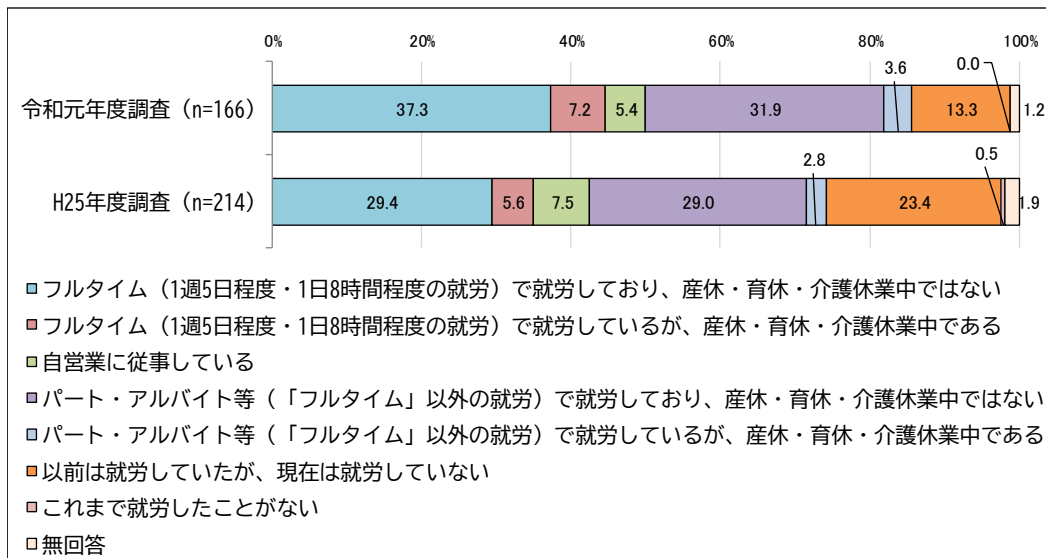
子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所(具体的に)

- 「祖父母等の親族」(84.8%)が最も高く、次いで「友人や知人」(75.9%)、「保育士」(34.2%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「保育士」が8.3ポイント高くなっており、「近所の人」が5.2ポイント低くなっています。



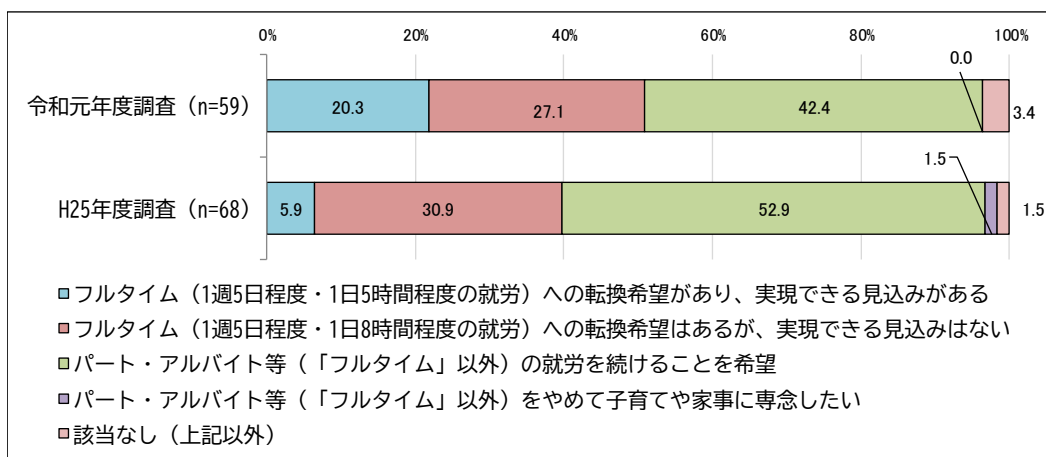
母親の就労状況

- 「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（37.3%）が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（31.9%）となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」が7.9ポイント高くなっており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.1ポイント低くなっています。



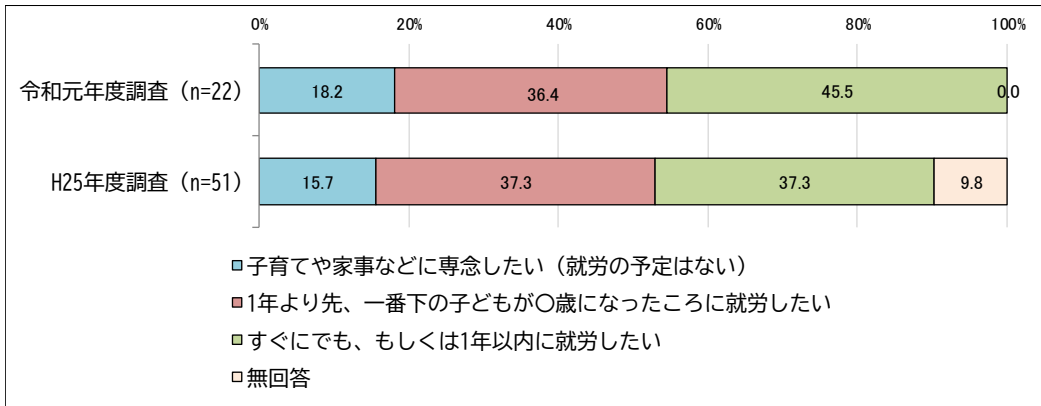
母親のフルタイム就労への転換希望

- 「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」（42.4%）が最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（27.1%）となっています。

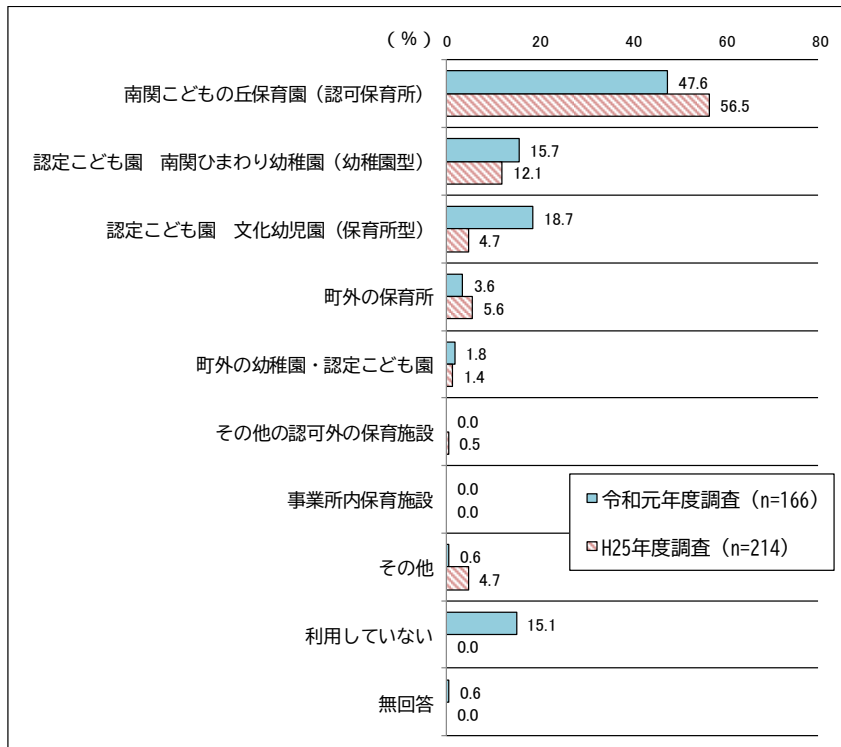


現在就労していない母親の就労意向

- 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(45.5%)が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」(36.4%)、となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が8.2ポイント高くなっています。



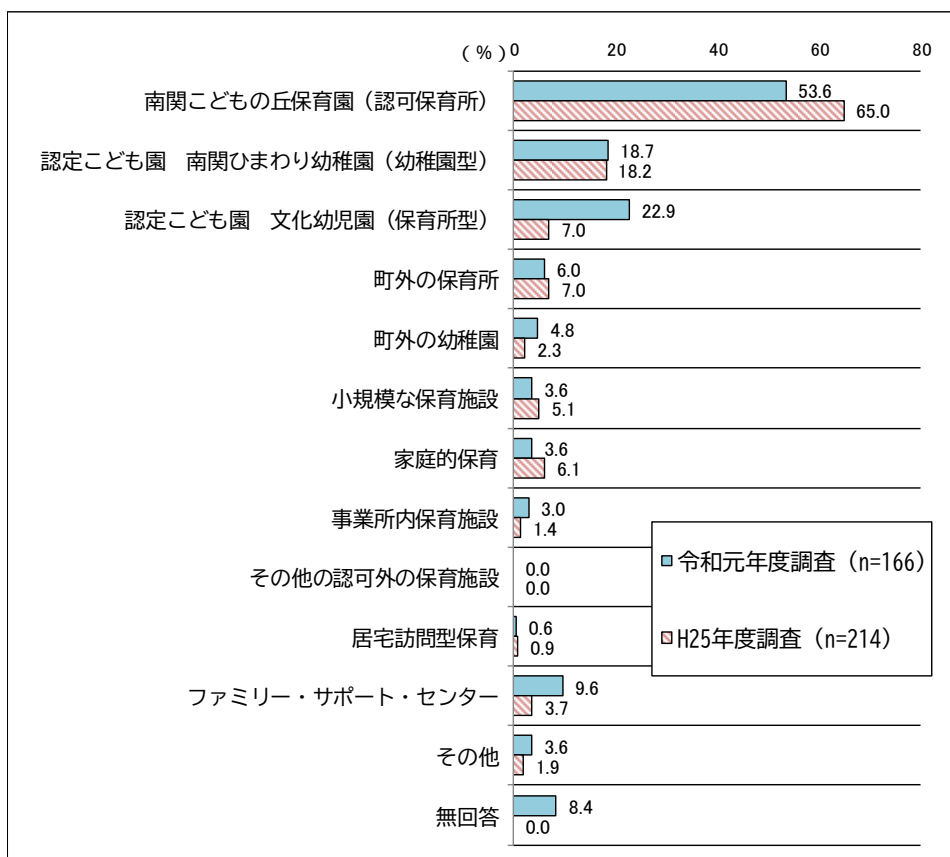
保育所、認定こども園、幼稚園などの利用状況



- 「南関こどもの丘保育園 (認可保育所)」(47.6%)が最も高く、次いで「認定こども園 文化幼児園 (保育所型)」(18.7%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「南関こどもの丘保育園 (認可保育所)」は8.9ポイント低くなっており、「認定こども園 文化幼児園 (保育所型)」が14.0ポイント高くなっています。

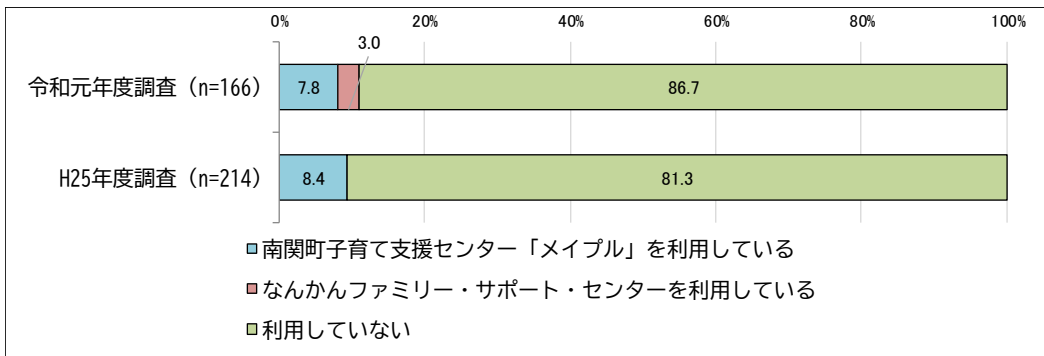
今後、定期的に利用したいと考える施設や事業

- 「南関こどもの丘保育園（認可保育所）」(53.6%)が最も高く、次いで「認定こども園 文化幼児園（保育所型）」(22.9%)、「認定こども園 南関ひまわり幼稚園（幼稚園型）」(18.7%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「南関こどもの丘保育園（認可保育所）」は11.4ポイント低くなっており、「認定こども園 文化幼児園（保育所型）」は15.9ポイント高くなっています。

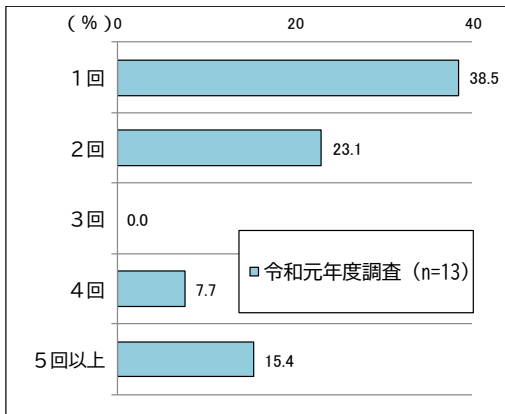


子育て支援センター等の利用状況

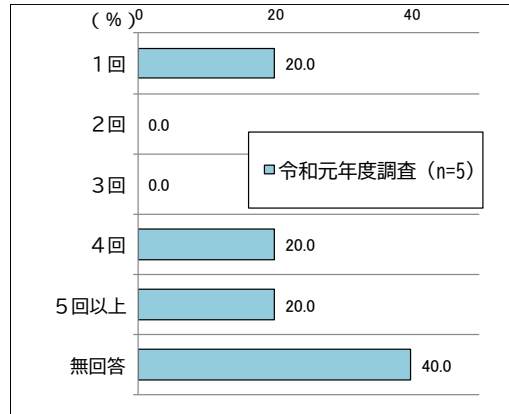
- 「利用していない」(86.7%)が最も高く、次いで「南関町子育て支援センター「メイプル」を利用している」(7.8%)、「なんかんファミリー・サポート・センターを利用している」(3.0%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「利用していない」が5.4ポイント高くなっています。
- 「メイプル」の1か月あたりの利用回数では、「1回」(38.5%)が最も高くなっています。



【「メイプル」の1か月あたりの利用回数】

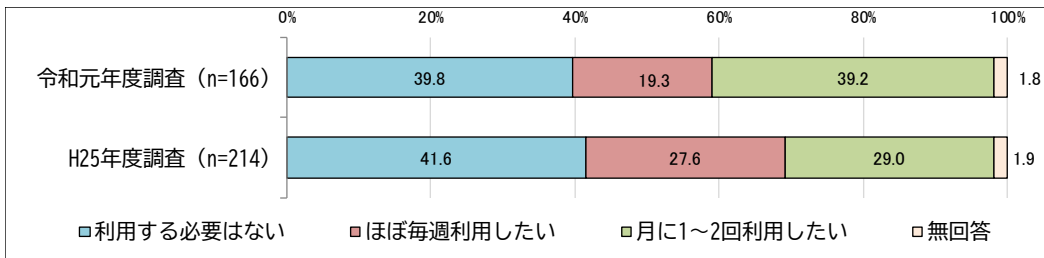


【「なんかんファミリー・サポート・センター」の1か月あたりの利用回数】

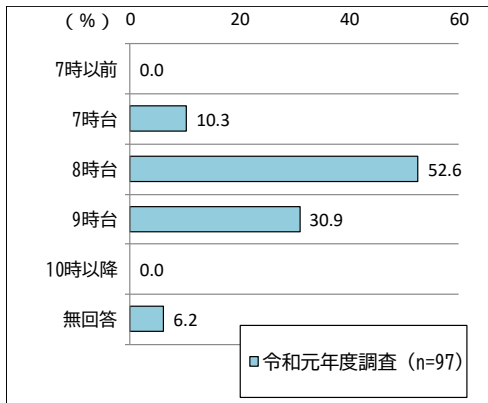


土曜日における定期的な保育所、認定こども園、幼稚園などの利用希望

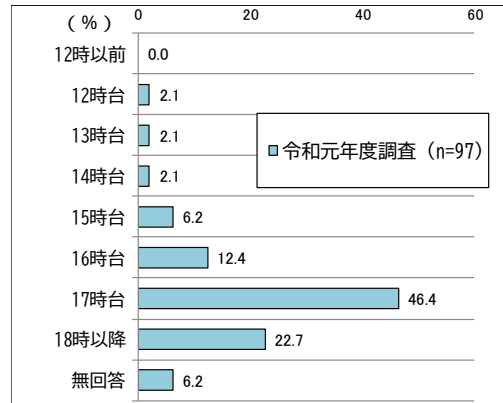
- 「利用する必要はない」(39.8%) が最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(39.2%) となっています。
- 前回調査と比較すると、本調査の結果においては、「月に1～2回は利用したい」が10.2ポイント高くなっています。
- 利用したい開始時刻では、「8時台」(52.6%) が最も高く、終了時刻では「17時台」(46.4%) が最も高くなっています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】

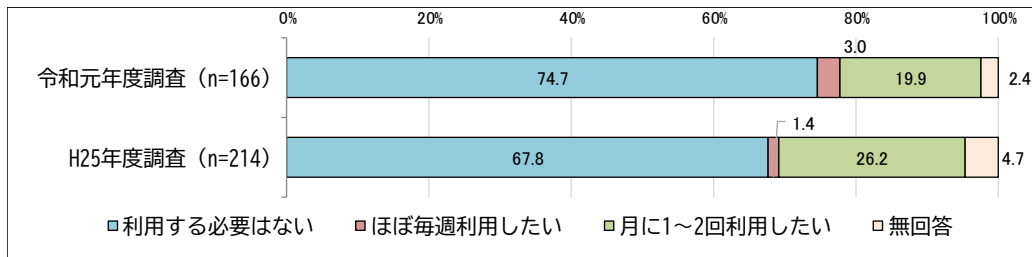


【利用したい時間帯（終了時刻）】

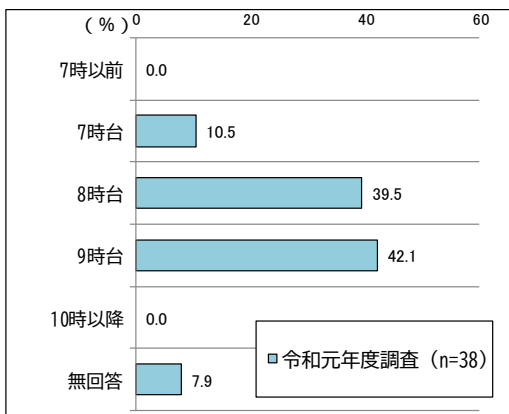


日曜・祝日における定期的な保育所、認定こども園、幼稚園などの利用希望

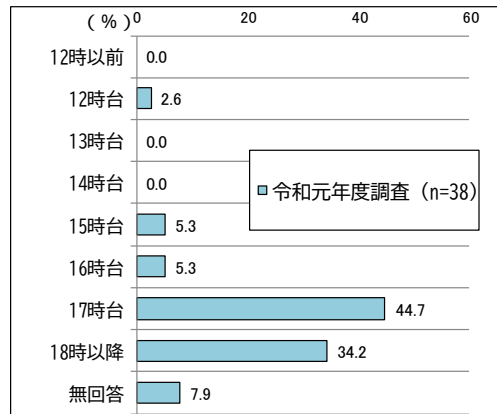
- 「利用する必要はない」(74.7%) が最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(19.9%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「利用する必要はない」が6.9ポイント高くなっています。
- 利用したい開始時刻では、「9時台」(42.1%) が最も高く、終了時刻では「17時台」(44.7%) が最も高くなっています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】

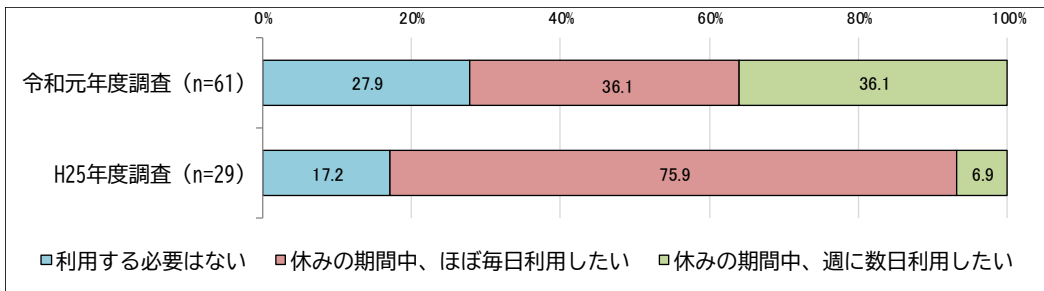


【利用したい時間帯（終了時刻）】

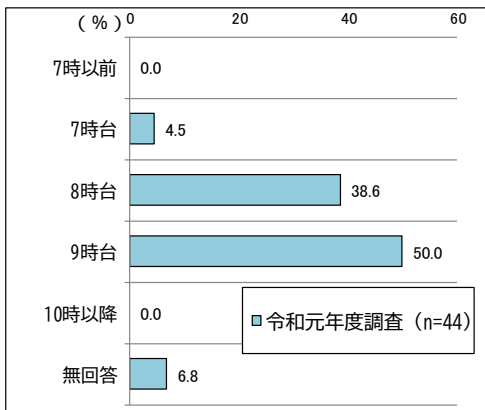


夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中に、保育所、認定こども園、幼稚園などの利用を希望しますか。

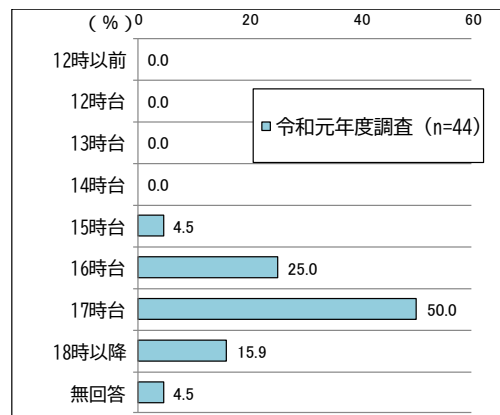
- 「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」及び「休みの期間中、週に数日利用したい」がともに（36.1%）と最も高くなっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」は39.8ポイント低くなっています。
- 利用したい開始時刻では、「9時台」（50.0%）が最も高く、終了時刻では「17時台」（50.0%）が最も高くなっています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】

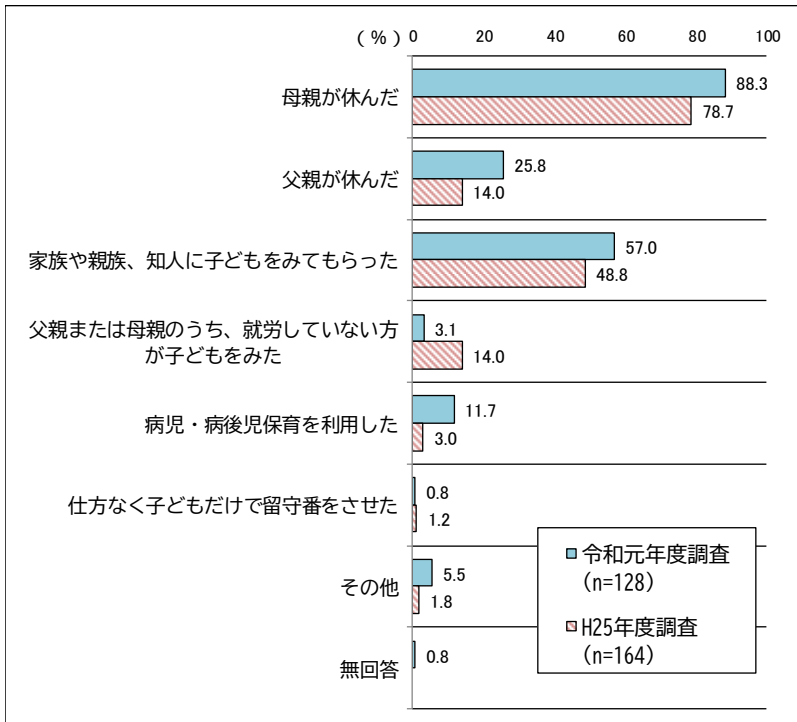


【利用したい時間帯（終了時刻）】



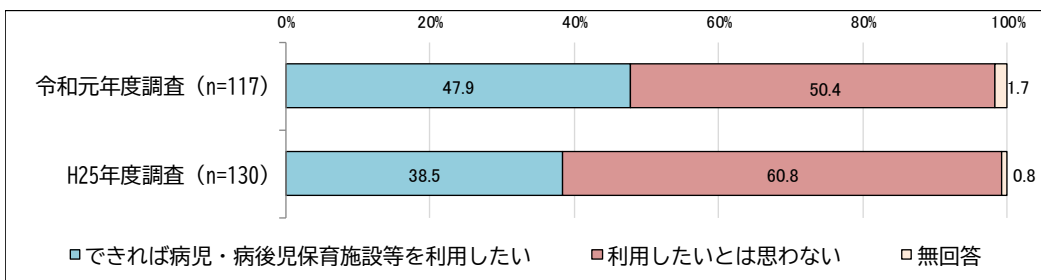
お子さんが病気やケガで保育所、認定こども園・幼稚園を休んだ際の対処方法

- 「母親が休んだ」(88.3%) が最も高く、次いで「家族や親族、知人に子どもをみてもらった」(57.0%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「父親が休んだ」は 11.8 ポイント高くなっており、「父親または母親のうち、就労していない方が子どもをみた」は 10.9 ポイント低くなっています。

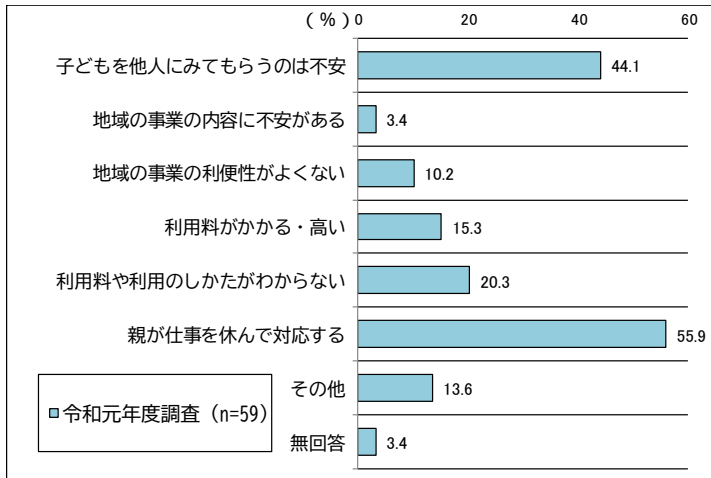


「病児・病後児保育施設」の利用希望

- 「利用したいとは思わない」(50.4%) が最も高く、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」(47.9%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「利用したいとは思わない」が 10.4 ポイント低くなっています。
- 病児・病後児保育を利用したい日数では、「1～5日」(37.5%) が最も高くなっています。

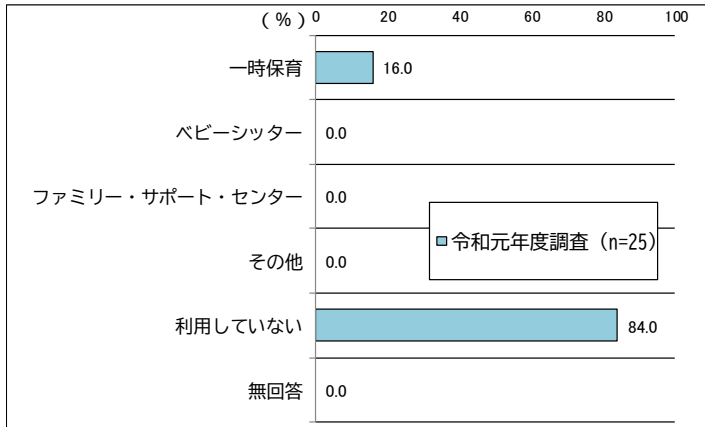


「病児・病後児保育施設」を利用したいと思わない理由



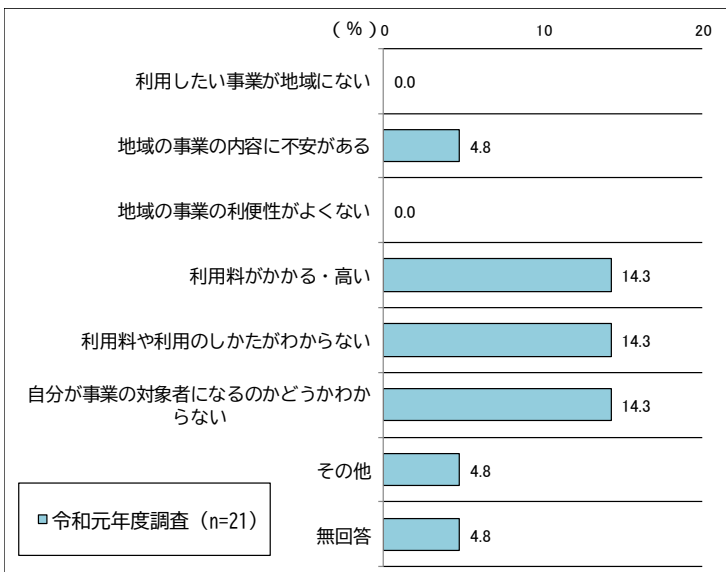
●「親が仕事を休んで対応する」(55.9%)が最も高く、次いで「子どもを他人にみてもらうのは不安」(44.1%)、「利用料や利用のしかたがわからない」(20.3%)となっています。

一時預かり等の利用状況



●「利用していない」(84.0%)が最も高く、次いで「一時保育」(16.0%)となっています。

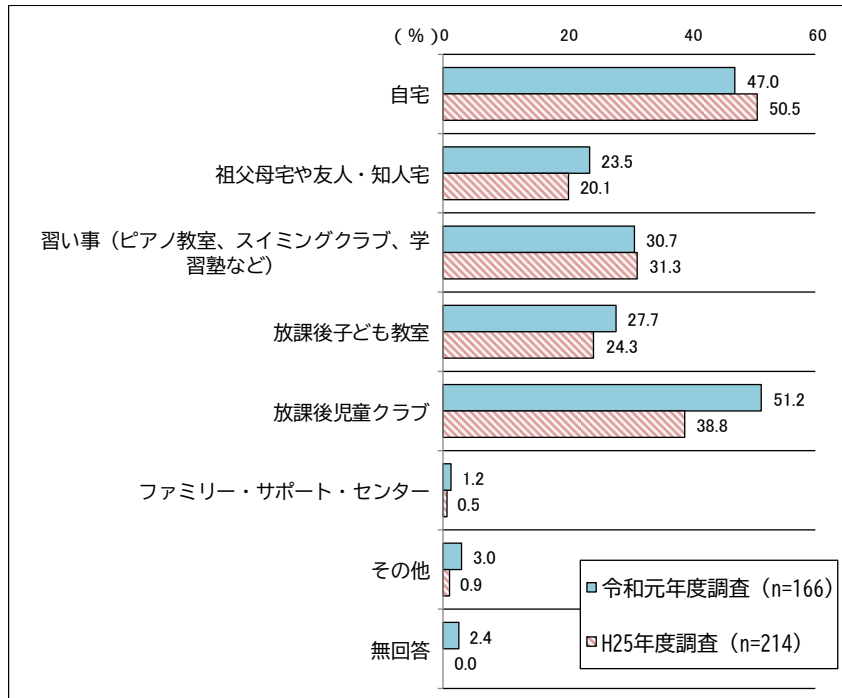
一時預かり等を利用していない理由



●「利用料がかかる・高い」及び「利用料や利用のしかたがわからない」、「自分が事業の対象者になるのかわからない」(14.3%)が最も高くなっています。

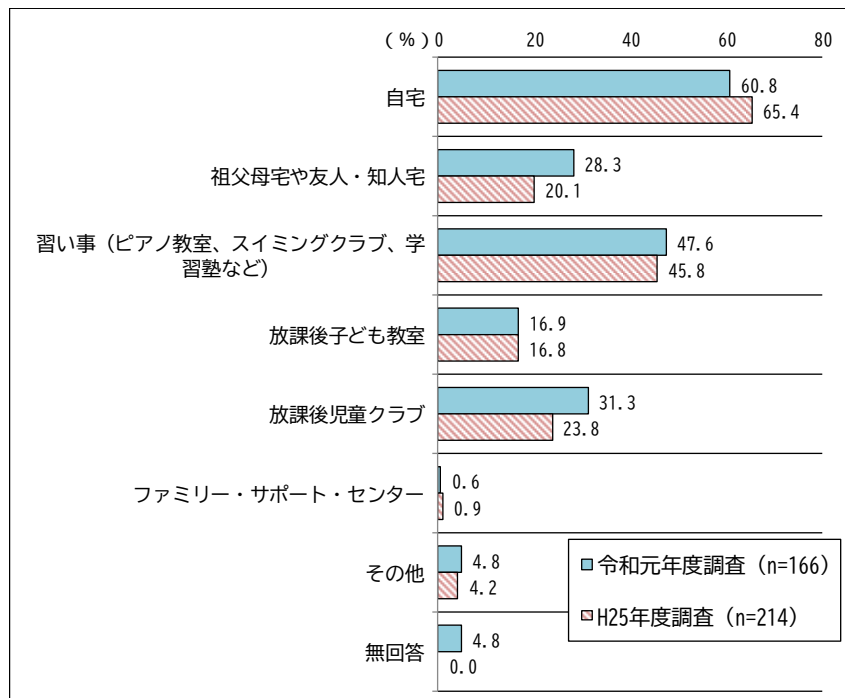
小学校低学年（１～３年生）における放課後の過ごし方の希望

- 「放課後児童クラブ」(51.2%) が最も高く、次いで「自宅」(47.0%)、「習い事（ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など）」(30.7%) となっています。



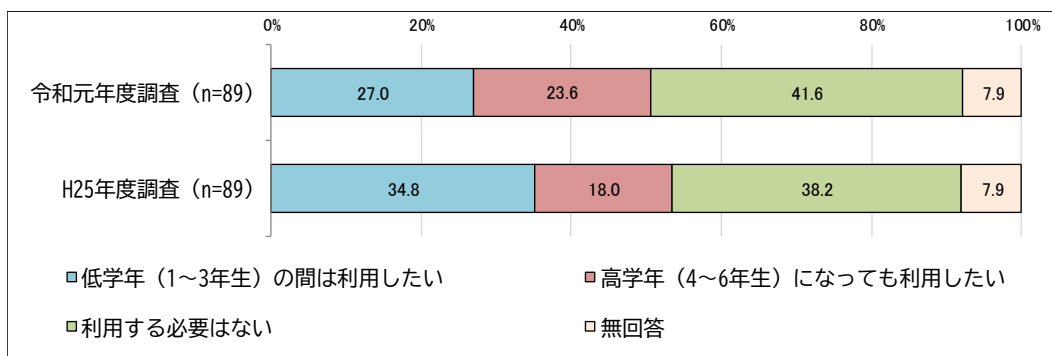
小学校高学年（４～６年生）における放課後の過ごし方の希望

- 「自宅」(60.8%) が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スイミングクラブ、学習塾など）」(47.6%)、「放課後児童クラブ」(31.3%) となっています。

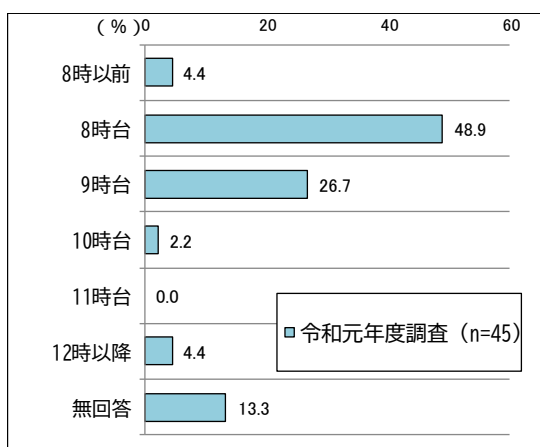


土曜日における放課後児童クラブの利用希望

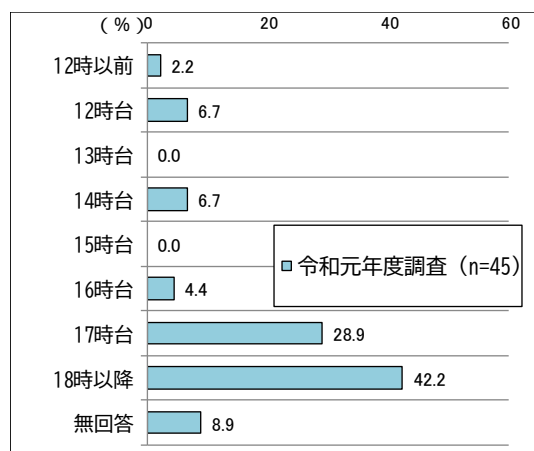
- 「利用する必要はない」(41.6%) が最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(27.0%) となっています。
- 利用したい開始時刻では、「8時台」(48.9%) が最も高く、終了時刻では、「18時以降」(42.2%) が最も高くなっています。



【利用したい時間帯(開始時刻)】

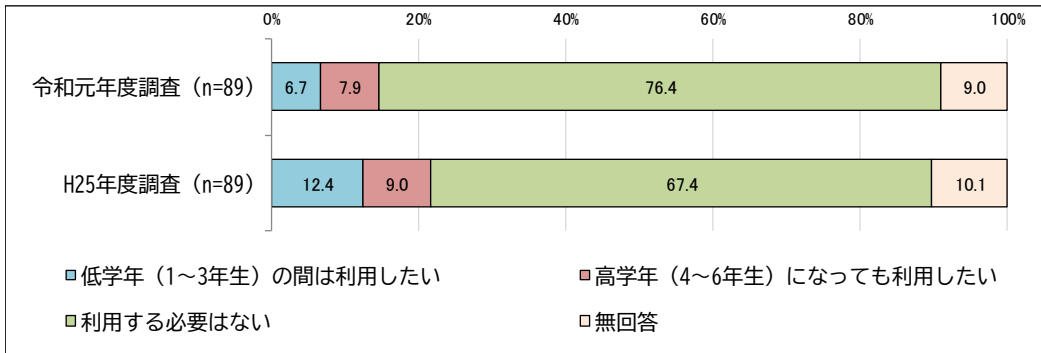


【利用したい時間帯(終了時刻)】

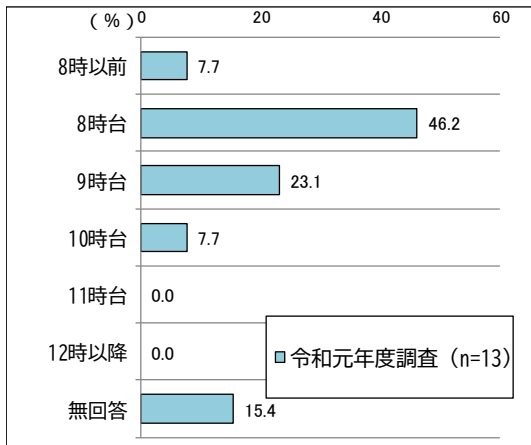


日曜日・祝日における放課後児童クラブの利用希望

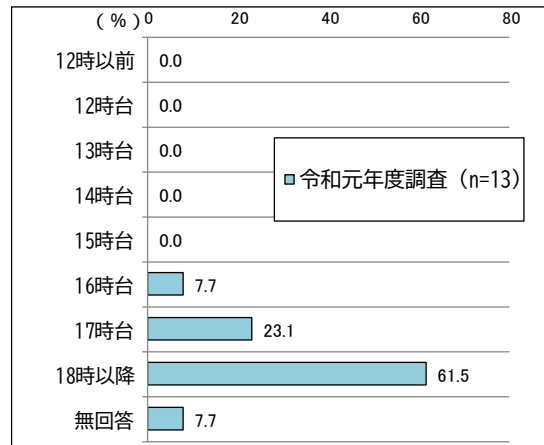
- 「利用する必要はない」(76.4%) が最も高く、次いで「高学年(4～6年生)になっても利用したい」(7.9%) となっています。
- 利用したい開始時刻では、「8時台」(46.2%) が最も高く、終了時刻では、「18時以降」(61.5%) が最も高くなっています。



【利用したい時間帯(開始時刻)】

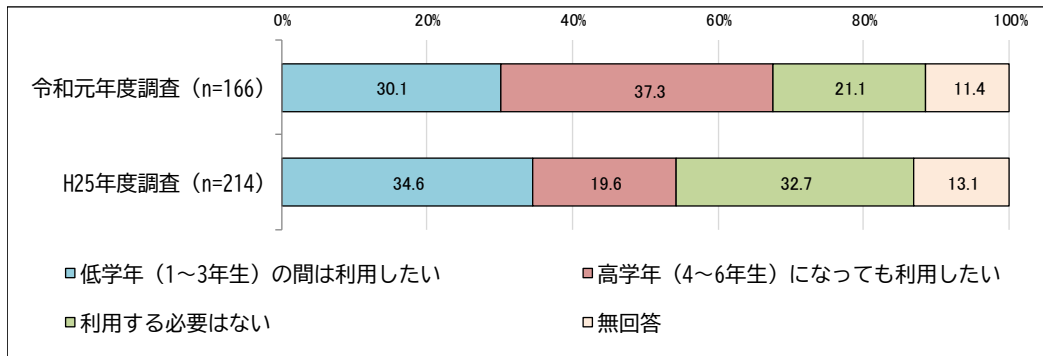


【利用したい時間帯(終了時刻)】

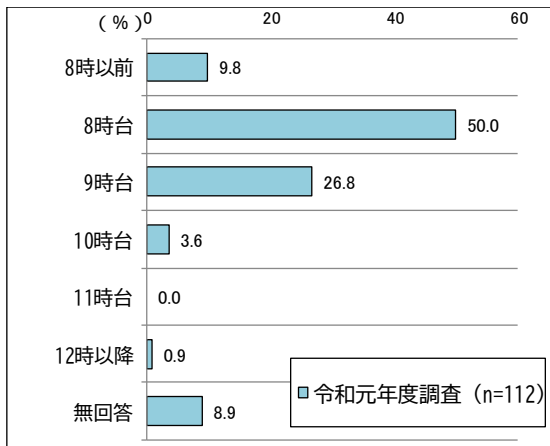


夏休み・冬休み等の長期休暇中における放課後児童クラブの利用希望

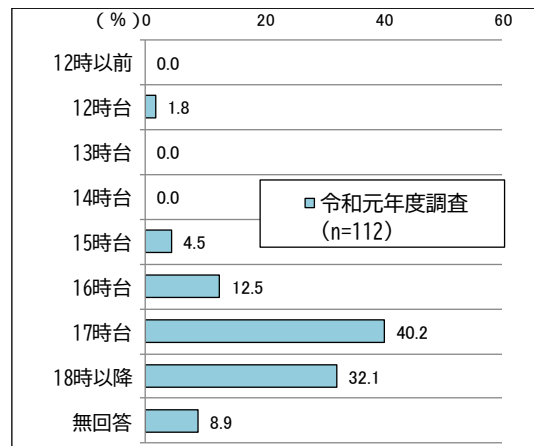
- 「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（37.3%）が最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（30.1%）となっています。
- 利用したい開始時刻では、「8時台」（50.0%）が最も高く、終了時刻では「17時台」（40.2%）が最も高くなっています。



【利用したい時間帯（開始時刻）】

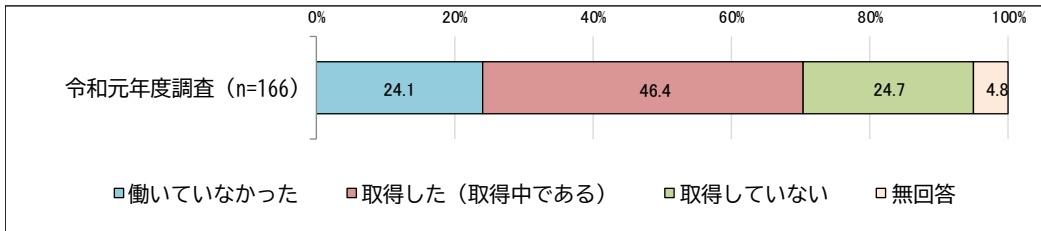


【利用したい時間帯（終了時刻）】

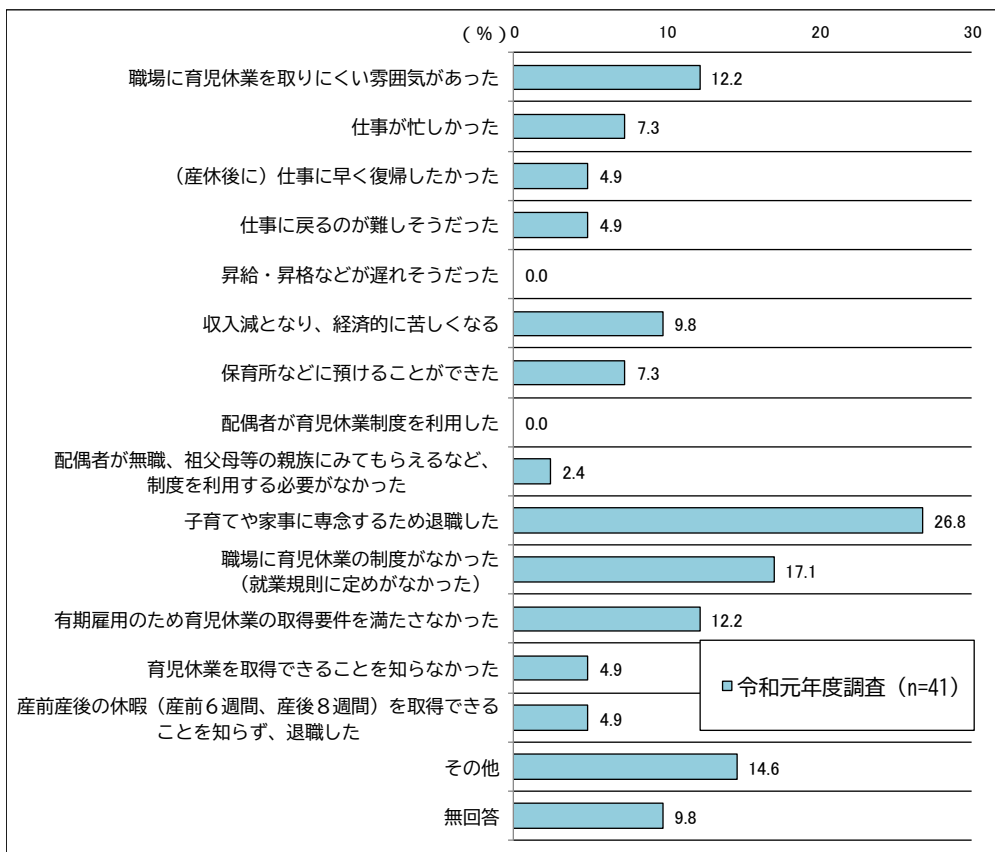


母親の育児休業の取得状況

- 「取得した（取得中である）」（46.4%）が最も高く、次いで「取得していない」（24.7%）、「働いていなかった」（24.1%）となっています。
- 「取得していない」理由としては「子育てや家事に専念するため退職した」（26.8%）が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（17.1%）、「その他」（14.6%）となっています。

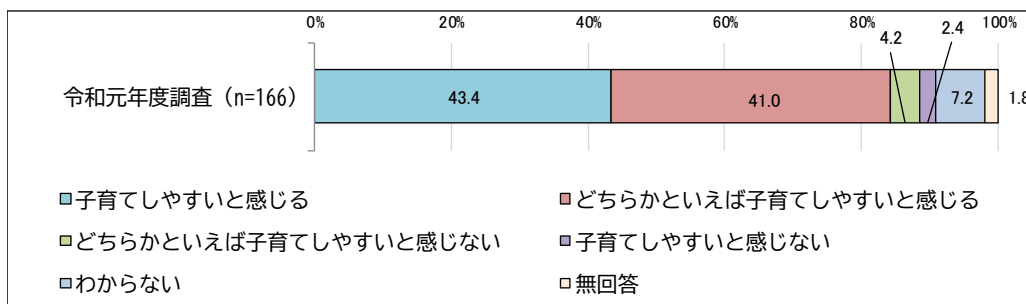


【取得しなかった（できなかった）理由】



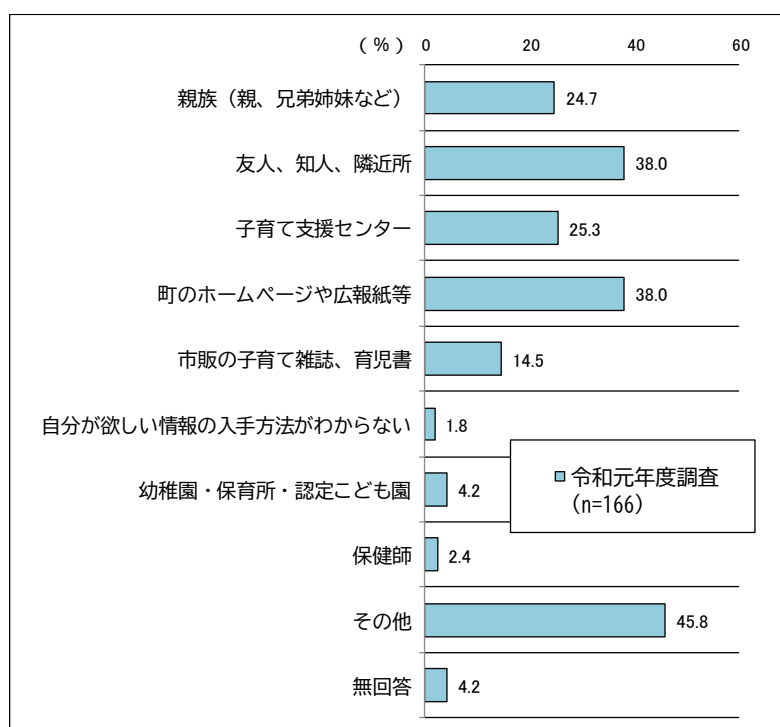
南関町は子育てがしやすいまちだと感じますか。

- 「子育てしやすいと感じる」(43.4%) が最も高く、次いで「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」(41.0%)、「わからない」(7.2%) となっています。



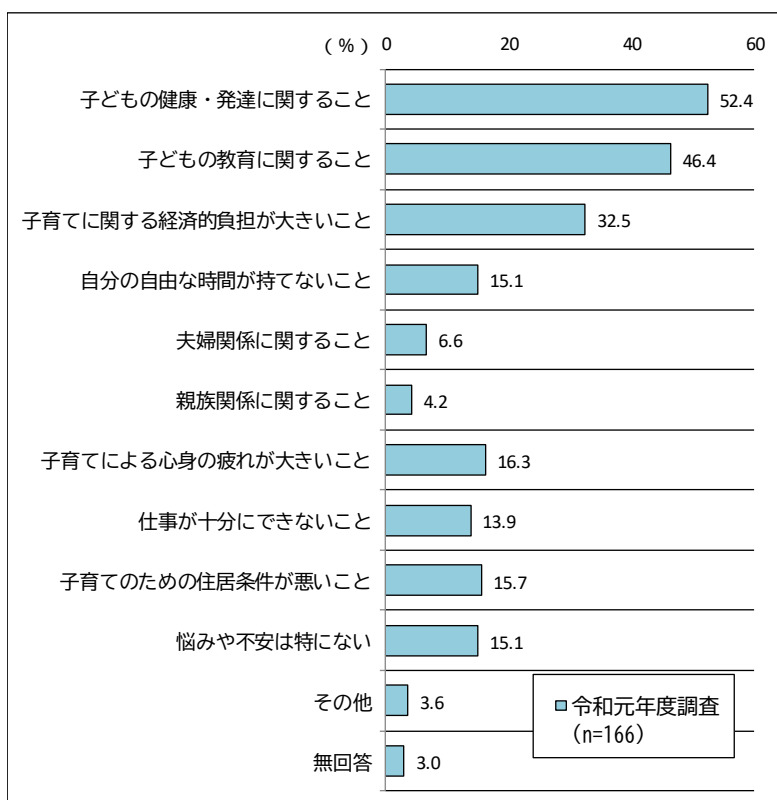
子育て支援サービスの情報源

- 「その他」(45.8%) が最も高く、次いで「友人、知人、隣近所」及び「町のホームページや広報紙等」(38.0%)、「子育て支援センター」(25.3%) となっています。



子育てをする上での悩みや不安

- 「子どもの健康・発達に関すること」(52.4%) が最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」(46.4%)、「子育てに関する経済的負担が大きいこと」(32.5%) となっています。



3. 教育・保育サービス等の状況

保育所等	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
南関こどもの丘 保育園	2号	139	131	144	127
	3号(1、2歳)	73	81	70	64
	3号(0歳)	27	29	22	27
	合計	239	241	236	218
認定こども園 ひまわり幼稚園	1号	35	26	18	8
	2号	8	16	20	29
	3号(1、2歳)	13	14	14	17
	3号(0歳)	0	0	5	0
	合計	56	56	57	54
認定こども園 文化幼稚園	1号		6	2	7
	2号		20	24	20
	3号(1、2歳)		13	16	13
	3号(0歳)		4	3	5
	合計		43	45	45
広域委託	1号	0	3	2	2
	2号	8	12	7	7
	3号(1、2歳)	6	4	4	10
	3号(0歳)	2	6	3	2
	合計	16	25	16	21
1号認定 合計		35	35	22	17
2号認定 合計		155	179	195	183
3号認定(1、2歳) 合計		92	112	104	104
3号認定(0歳) 合計		29	39	33	34
総合計		311	365	354	338

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念・基本目標

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第一期計画において「みどり豊かな環境（ふるさと）を愛し 心と体がたくましく育つまち」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第一期計画の基本理念を引き継ぎ、地域の支援の輪の中で、子どもとその保護者が「南関町で子育てができてよかった」、「南関町で子育てがしたい」と思ってもらえるような、子育て支援が充実したまちづくりを目指します。

基本理念

ふるさと
みどり豊かな環境を愛し 心と体がたくましく育つまち

また、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 未来を担う子どもたちを育む家庭環境づくり

- 家族形態が多様化する中、親の孤立の防止や家庭教育力の向上を図ります。
- 子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。
- 子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- 男女ともに子育てと社会参画を両立できる環境づくりを進めます。

基本目標2 子どもたちの夢と希望を引き出し、健やかに育てる環境づくり

- 子どもたちが、心身ともに健やかに育つため、地域の人々が子育てを支援する環境づくりを進めます。
- 子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる環境づくりを進めます。

基本目標3 地域の見守りと気づきで子どもたちを守る環境づくり

- 子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備を進めます。
- 子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に関われる環境整備を進めます。

2. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

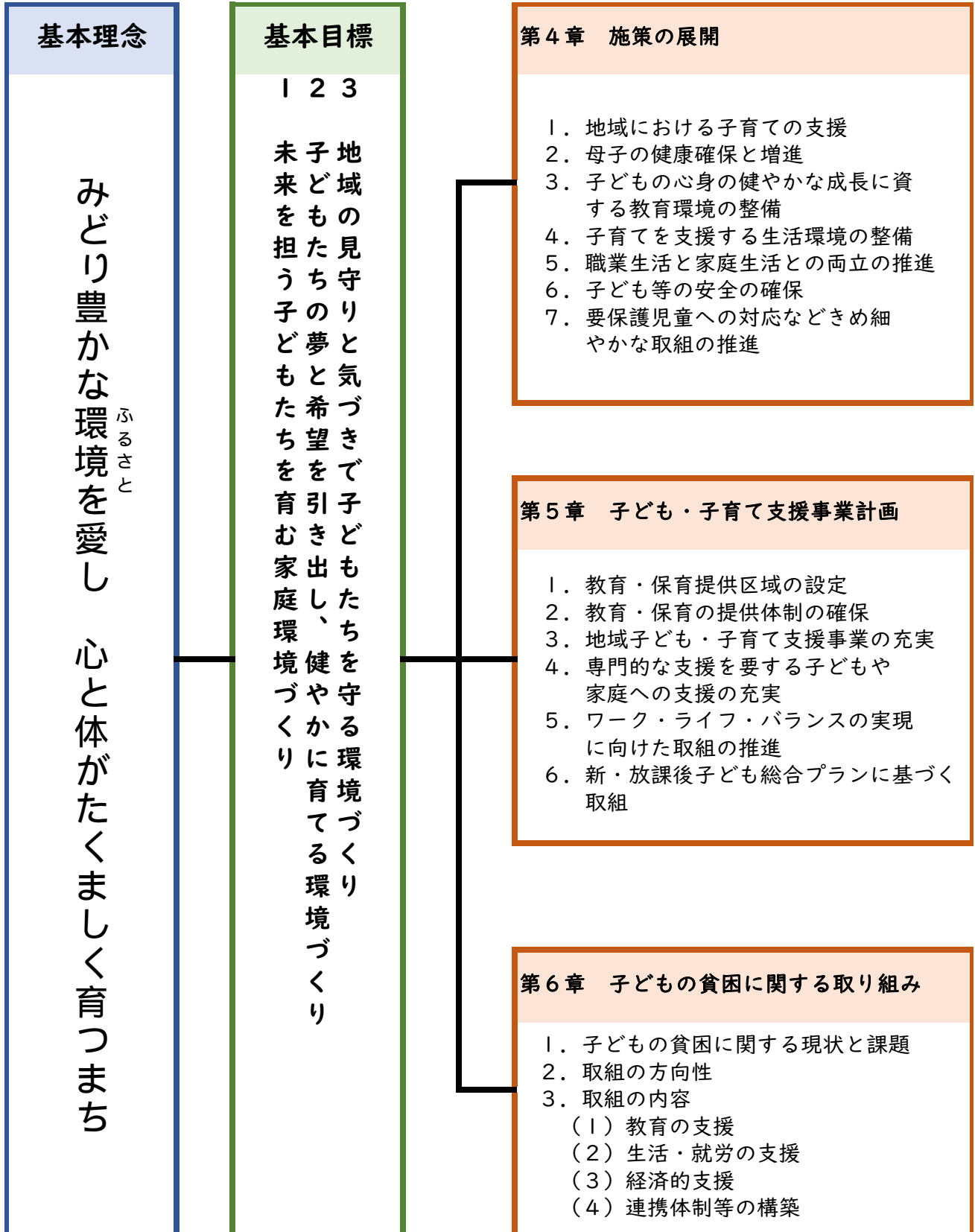
そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

3. 施策の体系（体系図）



第4章 施策の展開

1. 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

取組状況と課題

子育て家庭が持つ様々な不安感や負担感を早期に解決できるよう、保健師もしくは助産師による乳幼児訪問事業を生後2か月頃を目安に行っています。核家族化や女性の社会進出の進行は顕著で、保護者は育児ストレスの増大や保育園入所問題等を抱えていますので、継続したフォローができるよう関係機関との連携を図っています。

また、平成28年度に「子育てハンドブック」を作成して未就学児のいる全世帯に配布しており、平成29年度からは妊娠した時から子育てについての情報提供を行えるように母子手帳交付時や児童手当申請時に配布しています。さらに、平成28年度から家庭で保育をしている世帯に「家庭内保育世帯応援金」を交付しています。

平成28年9月からファミリー・サポート・センター事業を実施しています。現状として会員数は少しずつ増えていますが、利用者の数はあまり増えていない状況です。

今後の方向性

引き続き乳幼児訪問事業を行うとともに、積極的に子育て世帯に向けた情報提供を行うなど、子育て家庭が持つ様々な不安感や負担感を早期に解決できるように対応します。

また、今後もファミリー・サポート・センターの会員数や利用者数が増えるように、事業内容の周知等に努めます。

(2) 保育サービスの充実

取組状況と課題

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、3歳未満児の利用希望が増加している状況です。

本町では、認可外の文化幼稚園が平成28年度から認定こども園（保育所型）として認可され、南関こどもの丘保育園及び南関ひまわり幼稚園と共に3施設で対応していますが、3歳未満児については保育士不足による待機児童が発生しています。

家庭で保育ができる家庭には、「家庭内保育世帯応援金」を交付して助成を行っています。

今後の方向性

保育所や認定こども園と連携して保育士の確保に努め、早急に待機児童の解消を図ります。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

取組状況と課題

子育て支援センターで英語幼児教育を行い、利用者の増加に繋がっています。また、平成 29 年度に「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、より保護者が相談しやすい場所を提供しています。

一方、子育て支援についての保護者や関係機関への周知については未だ十分ではない状況です。

今後の方向性

子育て支援センターや子育て世代包括支援センターの周知に努め、それぞれの活用を促すことで、妊娠期からの子育て支援の充実を図ります。

(4) 児童の健全育成

取組状況と課題

放課後児童クラブは平成 29 年度から第一小学校の余裕教室を利用して 2 支援に、平成 31 年度（令和元年度）からは第三小学校の余裕教室を利用して文化クラブ、一小クラブ、三小クラブと 3 支援で対応しています。支援員については 2 名配置し 1 名を資格取得者の配置を基準としています。町内 4 校とも放課後子供教室は実施されており、第一小学校は子供教室と放課後児童クラブとの一体型を実施しています。

通常は現在の定員で対応できていますが、夏休み期間中の利用希望者が多く、支援員の確保が難しくなっています。

今後の方向性

前年度に利用希望のアンケートを実施して利用人数の確認を行い、早めに支援員の確保ができるようにするなど、年間を通した利用希望者のニーズに応えられるように努めます。

(5) その他の取組

取組状況と課題

世代間交流事業として、オセロ大会とバルーンアートを交流センターで開催しており、好評で年々参加者が増えています。参加者は、平成29年度106人（子ども71人・大人35人）、平成30年度144人（子ども107人・大人37人）、令和元年度160人（子ども116人・大人44人）となっています。

参加者が増えていることで部屋に入りきれない状況となっており、開催場所についても今後検討する必要があります。

今後の方向性

今後もオセロ大会を中心に継続して事業を実施するとともに、新たな事業メニューの検討を行います。

2. 母子の健康確保と増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

取組状況と課題

妊婦健診や赤ちゃん訪問、赤ちゃん教室、乳幼児健診、子育て相談・訪問を実施することで妊娠期から幼児期まで、母子の心身における健康を支援しています。乳幼児健診の受診率も95～100%と良好です（入院等で受診出来ない児に関しては、状況確認をしています）。

心理士による子育て相談は、保護者の悩みに寄り添い、継続的な支援や療育の勧め等を行っています。

一方、子どもに対しては支援が必要と感じても、保護者にそれが伝わらなかつたり、家族の同意が得られなかつたりし、支援が進まないことが多々見られます。就学の事を考えると、早めに対応した方がいい場合もありますが、支援に結びつかないケースがあります。

今後の方向性

今後も継続して健康診査、訪問指導、育児相談等の事業を推進します。

また、子育て相談の充実を図るために、新たに有明療育センターと連携し、各園を回る巡回相談を実施するとともに、各園と連携しながら、子どもが持っている力を伸ばす支援を行います。

(2) 「食育」の推進

取組状況と課題

子どもと保護者の食育に対する関心と調理技術の向上を目的として、こどもクッキング教室と希望する地域での親子クッキング教室を年1回開催しています。

「こどもクッキング」としているため、子どもだけの参加でよいと思われ応募されることがありますが、保護者と一緒の親子クッキングが理想です。

今後の方向性

今後も継続してこどもクッキング教室と希望する地域での親子クッキング教室を開催します。子どもたちと保護者に、食の重要性やクッキングの楽しさを学ぶことができる食育活動を推進します。

(3) 思春期保健対策の充実

取組状況と課題

南関中学校1年生を対象に、性教育の一環として、母子手帳の説明や妊婦ジャケットを使用した妊婦体験を行っています。全員は体験出来ないので、代表の生徒たちに感想を述べてもらい、生徒全員で共有できるようにしています。また、赤ちゃんを抱っこするなど、触れ合う体験をすることで生命の大切さを学ぶことができる機会を創出しています。

今後の方向性

時間が短いので、全員が体験できない状況ですが、中学生が求めていることを反映出来たらと考えます。今後も、妊婦体験や赤ちゃんとのふれあいを通して、生命の大切さを考える時間として、中学校と連携を図りながら継続して事業を実施します。

(4) 小児医療の充実

取組状況と課題

近隣市町の医療機関の協力を得て、医療及び予防接種等を実施しています。

有明圏域では、休日在宅当番医制により、休日の昼間と午後10時までは、病院での診療体制を構築していますが、午後10時以降の対応ができない状況です。必要な場合は、熊本市で対応できる医療機関を紹介するといった対応を行っています。

今後の方向性

今後も医師会及び近隣市町の医療機関と連携を図り、小児医療の充実を推進します。

3．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

取組状況と課題

何のために働くのか等、将来の生き方を考える力を身につけさせることを目的として、町内の中学生を対象にキャリア教育を推進しています。その一環として、職業講話や職場体験学習を実施しています。

職場体験は保育園、介護施設、スーパーなど町内の多様な企業・事業所にご協力をいただき、3日間実施しています。

今後の方向性

職場訪問、職業講話、職場体験、高校体験入学等を通して、子ども自身の考える力や情報収集能力を伸ばし、問題解決能力を育てていきます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

取組状況と課題

現在、各小学校の6年生を対象に、南の関うから館を拠点として通学合宿を行っています。教育課職員だけで17年間継続して実施しています。

この通学合宿では、物質的な豊かさ便利さのなかで、保護者に依存して暮らす子どもたちに衣・食・住といった生活体験や人権学習等を通じて「お互いの立場や役割を理解し、協力し合う心を育むこと」や「日常生活に必要な生活技能を習得すること」を目的としています。

現在、教育課の職員のみに対応となっているため、教育課職員だけではなく、子どもたちの活動を支援する地域の参画を促し地域教育力の向上を図る必要があります。

今後の方向性

全体での通学合宿を実施し下記のような効果につなげていきます。

【効果】

◎子ども・・・自主性、生活力、協調性が身につき、規則正しい生活ができるように促します。また、集団生活をする中で中1ギャップの解消につなげていきます。

◎保護者・・・子どもと地域のつながりや、家庭教育について考え直す機会となるようにします。

◎地域・・・地域の絆が深まり、ボランティア活動の参加意欲や地域意識の高まりにつなげていきます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

取組状況と課題

就学前教育として幼・保等、小、中連携の中で、子どもたちの「育ちのものさし」として「早寝早起き朝ご飯」を推進し、基本的な生活習慣の習得が出来るように取組みを行っています。

今後の方向性

今後も幼・保等、小、中と連携して切れ目のない支援を行います。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

取組状況と課題

有害図書自動販売機設置確認を平成 25 年度に実施しましたが、撤去には至っていない状況です。

今後の方向性

各学校での周知を徹底して行うとともに、関係機関への働きかけ等、撤去に向けた環境づくりに努めます。

4．子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

取組状況と課題

平成23年度に策定した公営住宅等長寿命化計画や、平成30年度に策定した住生活基本計画に基づき、各団地の安全性・快適性の向上を目的とした事業を行っています。

・定住促進住宅浴室UB化工事：平成29年度に10戸を実施し、令和元年度は20戸の改修を実施予定しています。

・樽々団地浴室UB化工事：令和元年度に18戸を改修予定しています。

改修に関しては財政状況を鑑みて少しずつ実施しなければならず、全体を一括して改修することは難しい状況です。

今後の方向性

今後も公営住宅等長寿命化計画、及び住生活基本計画に基づき、各団地の安全性・快適性の向上を目的とした事業を実施します。

定住促進住宅及び樽々団地については、今後も財政状況を考慮しながら、適宜改修の実施を予定しています。

(2) 良好な居住環境の確保

取組状況と課題

子育て世帯に配慮したサービス付き住宅や子育て支援施設と密接に連携した住宅の整備等が全国的に普及してきており、第一期計画ではそのような事例を参考に整備を進めることとしていましたが、令和元年度現在実績はありません。

現状としては、住宅整備の予算確保や用地の取得など実現に向けてクリアしなければならない課題が多く残っている状況です。

今後の方向性

他市町村や県の整備事例を参考に、官民連携の住宅整備や既存の民間事業者所有ストックの活用など広い視野を持って、子育て世帯にとって良好な居住環境の確保に向けた検討を行います。

(3) 安全な道路交通環境の整備

取組状況と課題

自動車や自転車だけでなく、広い歩道の確保やガードパイプの設置など、歩行者にも優しい道路づくりを推進しています。

また、各校区町道の緊急維持補修等の対応や、職員による町道の点検及び補修、支障木竹の撤去を区で行う際の補助金支給等も併せて実施しています。

一方、財政上の理由により、新設することは難しい状況です。

今後の方向性

現状の維持管理を継続して実施し、今後も子どもや保護者が安心して通行できる環境を守ります。

(4) 安心して外出できる環境の整備

取組状況と課題

平成 23 年度の保健センター改修工事や平成 25 年度の南町民センタートイレ改修工事などを実施してきており、令和元年度も給食センタートイレ改修工事を行うなどユニバーサルデザインを取り入れた改修を進めています。また、新庁舎建設にあたってユニバーサルデザインを取り入れた計画を策定していきます。

未だに建物内外の段差や、多目的トイレの未整備など、バリアフリー化が実施されていない施設もあり、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れた改修を進めていく必要があります。

今後の方向性

施設ごとの課題を抽出し、適宜改修を行います。その際には単なる修繕ではなく誰もが利用しやすい環境整備を目的とした改修を実施するように努めます。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進等

取組状況と課題

行政区が行う通学路を中心とした防犯灯の整備について電灯設置費用及び電灯料に対する補助を行っています。

しかしながら、いまだ夜間の通行には危険な箇所が多く存在しているため、地元とも連携した継続的な整備が必要です。

令和元年度から防犯灯設置費用補助金の見直しを行い、補助上限額を変更しました。

- ・既設柱への設置の場合（補助率 1/2 上限額 5,000 円）
- ・自営柱新設の場合（補助率 1/2 上限額 30,000 円）

また、設置費用及び維持管理費用の捻出が困難な行政区については、防犯灯の更新及び新規設置が難しい状況です。

今後の方向性

子どもたちや送迎を行う保護者に配慮した、夜間でも明るい道路を目指して、引き続き防犯灯等の整備に対する補助等を行います。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

取組状況と課題

農家女性の地位向上については、家族みんなが働きやすい就業環境を整えるため、認定農家を中心に家族協定の締結を推進しています。令和元年7月31日現在の締結数は、29戸となっています。

町内の認定農業者の内、約半数が家族協定の締結を行っていますが、残り約半数が締結できていない状況です。

今後の方向性

今後も引き続き認定農家を中心とし、併せて他の農家についても締結の推進を図っていきます。

6．子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

取組状況と課題

春と秋の年2回、交通安全対策協議会を開催しています。協議会では小中学校長、保育園代表及び各種交通安全団体の代表等によって交通安全の課題と対策を協議し、子どもの安全な環境づくりに努めています。

また、通学路の合同点検を実施して実際に現地を確認し、ホームページに通学路の状況・危険箇所を掲載したり、学校で安全マップを作成するなど保護者への周知をしたりしています。

今後の方向性

今後は各団体との更なる連携の強化が必要になってくると思われれます。今後も協議会を継続し、各団体と連携した取組を行っていきます。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

取組状況と課題

「安心安全メール」を活用し、不審者情報や災害時の緊急連絡等に利用しています。

また、各学校単位のPTAでの「防犯パトロール」も継続して実施しており、併せて青パトによる防犯パトロールも定期的に実施しています。

一方で、パトロール参加者の都合もあり、どうしても平日の同じ時間帯の活動となってしまうといった課題も残っています。

今後の方向性

今後も継続して取組を行います。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

取組状況と課題

いじめや差別をなくす取組については、各学校で公開授業研究会や人権集会等を実施して精力的に活動をしています。

また、いじめや差別を受けた児童生徒に対して、その後の様子を注意深く見守り、養護教諭等が対応し、心のケアに努めています。

いじめにあった児童生徒が、不登校になったり、教室に入れなかったり等の事例もあり、スムーズに再び学校に通えるようになるための支援等については、今後も検討が必要です。

今後の方向性

今後も継続して人権学習や道徳の時間の授業等で人権教育に取り組んでいきます。

また、今後もいじめや差別を受けた児童生徒に対する取組を推進します。

7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

取組状況と課題

南関町地域虐待防止対策連絡協議会を実施しています。平成 28 年度からは、代表者会議や実務者会議を実施するとともに、必要に応じて各保育所等や学校とケース会議を行っています。

平成 29 年度から要保護児童対策調整機関に専門職を置くことが義務付けられていますが、専門職での対応は現在できていない状況です。

今後の方向性

事案が複雑化している中、的確な対応ができるように関係各所と情報を共有し、連携して対応します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

取組状況と課題

資格講座や貸付制度の案内など広報等を利用して周知しています。また、ファミリー・サポート・センターの利用料の半額助成を行っています。

一方、技術や資格取得までの期間の生活費等の支援（収入の確保）が必要となっています。

今後の方向性

今後も継続して取り組んでいきます。

(3) 障がい児施策の充実

取組状況と課題

月1回程度の「子育て相談」を保健センターで実施しています。3歳児健診日に合わせて日程を設定して子育てについての不安や知りたい事など保護者が相談しやすい体制にしています。有明地域療育センターと連携して巡回相談を実施して、気になるケースは的確に対応できるように努めています。

今後の方向性

今後は、子育て相談に対して個別の支援プランの作成を行っていく予定です。

また、保育所や認定こども園と連携して、子どもや保護者への支援を進めていきます。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び南関町における教育・保育提供区域の設定は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント 事業量の調整単位として適切か	ポイント 事業の利用実態を反映しているか
児童数や施設数は適切な規模か	居宅から容易に移動することが可能か
区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	区域内で事業の確保が可能か
区域ごとに確保策を打ち出せるか	現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

南関町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（子ども・子育て支援法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

令和2年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み	町内	15	180	32	102
	他市町から受託	50	20	0	10
	他市町へ委託	0	5	0	2
	量の見込み合計	65	195	32	110
確保方策	幼稚園	0	0		
	認定こども園(幼稚園部分)	80	0		
	認定こども園(保育所部分)		70	5	45
	保育所		125	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型(地域枠)		0	0	0
	確保方策の合計		80	195	150
-	15	0	8		

令和3年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み	町内	15	180	32	102
	他市町から受託	50	20	0	10
	他市町へ委託	0	5	0	2
	量の見込み合計	65	195	32	110
確保方策	幼稚園	0	0		
	認定こども園(幼稚園部分)	80	0		
	認定こども園(保育所部分)		70	5	45
	保育所		125	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型(地域枠)		0	0	0
	確保方策の合計		80	195	150
-	15	0	8		

令和4年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み	町内	15	180	32	102
	他市町から受託	50	20	0	10
	他市町へ委託	0	5	0	2
	量の見込み合計	65	195	32	110
確保 方 策	幼稚園	0	0		
	認定こども園（幼稚園部分）	80	0		
	認定こども園（保育所部分）		70	5	45
	保育所		125	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	確保方策の合計		80	195	150
-	15	0	8		

令和5年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み	町内	15	180	32	102
	他市町から受託	50	20	0	10
	他市町へ委託	0	5	0	2
	量の見込み合計	65	195	32	110
確保 方 策	幼稚園	0	0		
	認定こども園（幼稚園部分）	80	0		
	認定こども園（保育所部分）		70	5	45
	保育所		125	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	確保方策の合計		80	195	150
-	15	0	8		

令和6年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
量の見込み	町内	15	180	32	102
	他市町から受託	50	20	0	10
	他市町へ委託	0	5	0	2
	量の見込み合計	65	195	32	110
確保方策	幼稚園	0	0		
	認定こども園（幼稚園部分）	80	0		
	認定こども園（保育所部分）		70	5	45
	保育所		125	25	75
	地域型保育事業			0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0
	確保方策の合計		80	195	150
-	15	0	8		

【量の見込み】

平成30年の認定区分ごとの利用率と、令和2年以降の人口推計を元に算出しました。

【確保方策】

令和2年度における、町内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。



(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることとなります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本町では、南関ひまわり幼稚園と文化幼児園の2施設が、認定こども園として事業を実施しています。2施設ともに幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援しています。

今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進と適切な運営を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教諭が連携し、子ども一人ひとりの健全な心身の成長にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	310	310	310	310	310
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	310	310	310	310	310

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している1か所で実施し、ニーズに対応していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や協力者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位：人日/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	400	400	400	400
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	400	400	400	400	400

【量の見込み】

これまでの実績を元に、今後の利用増を勘案して見込み量を設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している1か所で実施し、ニーズに対応していきます。

一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	900	900	900	900	900
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	900	900	900	900	900

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

既存の南関こどもの丘保育園、南関ひまわり幼稚園及び文化幼児園で実施し、ニーズに対応します。

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	132	132	132	132	132
箇所数	3	3	3	3	3
確保方策	132	132	132	132	132

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

南関こどもの丘保育園、文化幼児園及び南関ひまわり幼稚園にて、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、ニーズに対応します。

病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	77	77	77	77	77
箇所数	2	2	2	2	2
確保方策	77	77	77	77	77

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

玉名市と荒尾市に事業を委託して実施し、ニーズに対応します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	30	30	30	30	30
	2年生	19	25	25	25	25
	3年生	26	15	20	20	20
	4年生	9	14	8	11	11
	5年生	4	6	10	6	8
	6年生	3	2	3	5	3
	合計	91	92	96	97	97
箇所数		3	3	3	3	3
確保方策		112	112	112	112	112

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	65	65	65	65	65

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診券を併せて交付します。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	65	65	65	65	65

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

南関町保健センターを実施主体とし、保健師・助産師により実施体制をつくり実施します。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	30	30	30

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

保健センター、子育て世代包括支援センターと情報を共有して実施しています。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
箇所数	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

【量の見込み】

現在、本町では当該事業の実施はありません。

【確保方策】

計画期間内における実施について、引き続き検討を行います。

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1

【量の見込み】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。

本町では利用者支援事業を利用して、町の保健センター内に設置された子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供します。

【確保方策】

本町では、1か所で実施し、ニーズに対応します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、新制度に移行していない園における副食費等を助成する事業です。

【量の見込み・確保方策】

事業の対象者から申し込みがあった場合には、円滑に事業の利用ができるように適切に対応します。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

本町では、新規事業者の参入があった場合には、新規事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園を運営する事業者に対して、職員の加配に必要な費用の一部の補助を行います。



4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

平成28年の児童福祉法の改正により、各自治体に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う支援拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務として義務付けられたことから、その設置に向けた検討を行います。

また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えがちです。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。

特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本町では、令和元年に策定した「第3次南関町男女共同参画計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進します。

【第3次南関町男女共同参画計画における、 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の内容】

家庭、地域社会における男女共同参画の意識づくり

具体的な取組	内 容
家庭教育、社会教育における学習機会の充実	男女共同参画週間（6月23日～29日）に町立図書館に特設コーナーを設置し、男女共同参画について理解を深めるための学習機会を提供する 学校との連携により生涯学習の推進を図る 地域活動を担う団体への学習機会を提供する

就学前、学校教育における男女共同参画の意識づくり

具体的な取組	内 容
子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	男女平等、人権尊重の視点に立った教育、学習の充実に努める 技術、家庭科などにおける男女が一緒に学習できる内容の充実 性別にとらわれない進路指導の充実に努める
教職員や保育士などへの研修の充実	教職員や保育士などへの男女共同参画の視点に立った研修の充実に努める

男女共同参画に関するパートナーシップの推進

具体的な取組	内 容
育児、介護、福祉支援制度の推進	育児・介護休業制度などの周知活動を充実させる 介護サービスや福祉サービスの支援を充実させる 子育て支援事業の情報提供を推進する 育児支援制度を周知する 男性の育児参加を促進する

仕事と家庭生活の両立の支援

具体的な取組	内 容
育児、介護休業制度などの周知と利用促進	男女がともに仕事と子育て、介護の両立ができるように、事業者や就業者への育児、介護休業制度の周知を図る 男性の育児、介護休業などの取得が促進されるよう啓発を図る
仕事と子育て、介護が両立できる環境づくり	子育てや介護をしている人の負担を軽減し、社会全体で支えるという意識づくりにより、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努める 仕事と子育ての両立を支援するために、延長保育事業、一時保育事業、放課後保育事業などを推進する



6. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子供教室」の計画的な整備等を進めることを目的として令和元年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町では、この「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子供教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

(1) 放課後子供教室の概要

それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、子どもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています

実施場所	対象者	利用時間
南関第一小学校	1年生	毎週木曜日 午後3:30～午後4:30
南関第二小学校	1年生～3年生	毎週月・水曜日 午後3:30～午後4:30
南関第三小学校	1年生～3年生	毎週水曜日 午後3:20～午後4:20
南関第四小学校	1年生～2年生	毎週月・木曜日 午後3:30～午後4:30

(2) 放課後子供教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子供教室については、今後とも、町内の子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組めます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施については、南関第一小学校にて平成29年度から実施しており、令和2年度から南関第三小学校においても実施します。

今後も放課後児童クラブの実施主体である福祉課と、放課後子供教室の実施主体である教育課との間で「地域学校協働活動運営委員会」を設置し、実施内容や体制面など含めて協議します。

計画年度内における放課後子供教室の実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	4	4	4	4	4

計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

(単位：人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3	3	3	3	3
定員数(人)	112	112	112	112	112

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。



第6章 子どもの貧困に関する取組

1. 子どもの貧困に関する現状と課題

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」(122万円)に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

熊本県が平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の南関町の回答者の調査結果をもとに、町内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をI層、それ以外の回答者をII層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています

調査期間：平成29年6月12日～平成29年7月12日

調査対象者

		対象者数 (人)	回答数 (件)	回答率	
小学5年生	保護者	9,216	6,953	75.4%	75.5% (合計)
	子ども	9,216	6,969	75.6%	
中学2年生	保護者	8,959	6,204	69.2%	69.3% (合計)
	子ども	8,959	6,215	69.4%	
不明 (学年の回答無し)	保護者	-	626	-	-
	子ども	-	559	-	
全体		36,350	27,526	75.7%	

相対的貧困の設定

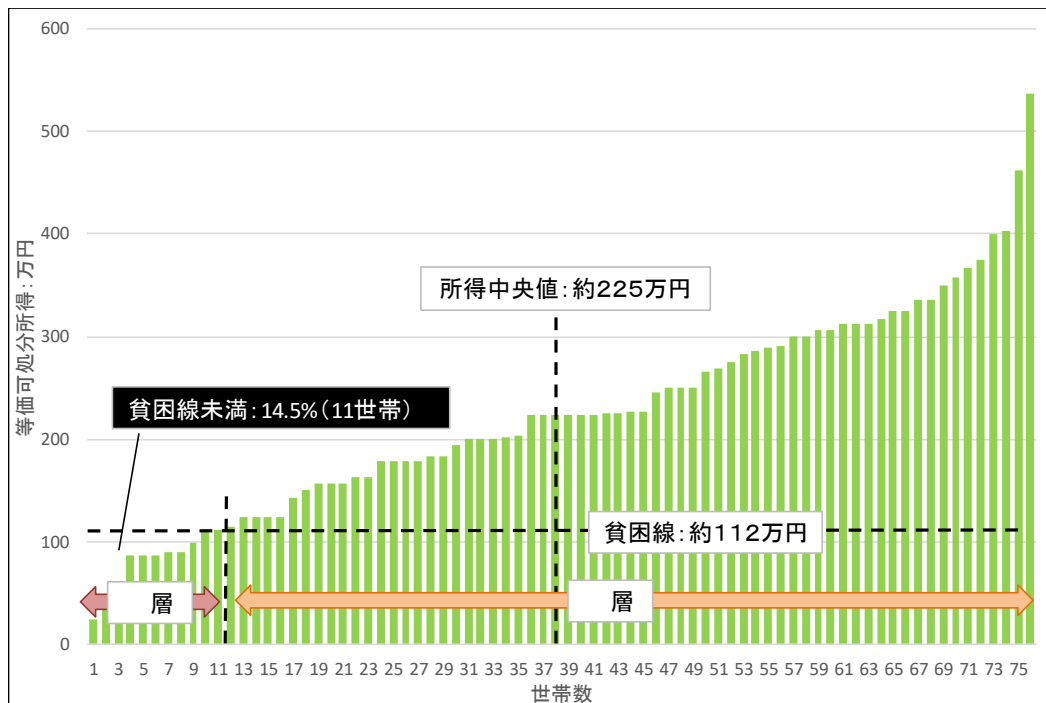
当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入を設定しました。算定につきましては、回答結果から①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、本町の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数76件のうち11世帯となり、回答者全体に占める割合は14.5%となりました。なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

【相対的貧困世帯の状況】

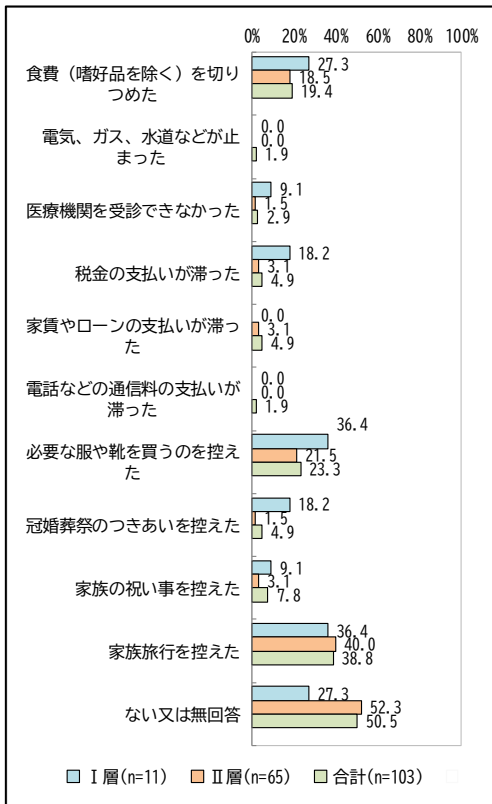
	有効回答数	貧困線	層 (貧困線未満)	層 (貧困線以上)	今回の調査による貧困率
熊本県全体	11,005 件	約 106 万円	1,650 世帯	9,355 世帯	15.0%
南関町	76 件	約 112 万円	11 世帯	65 世帯	14.5%

今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。



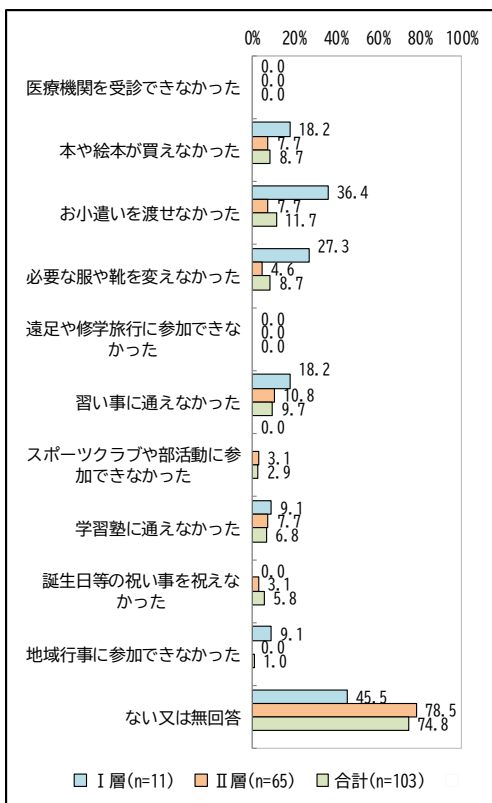
調査結果

経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「食費を切りつめた」(I層:27.3% II層:18.5%)、「医療機関を受診できなかった」(I層:9.1% II層:1.5%)、「税金の支払いが滞った」(I層:18.2% II層:3.1%)、「必要な服や靴を買うのを控えた」(I層:36.4% II層:21.5%)、「冠婚葬祭のつきあいを控えた」(I層:18.2% II層:1.5%)が挙げられます。経済的な困難が衣食住を基本とした生活の基盤に大きく影響していることが分かります。

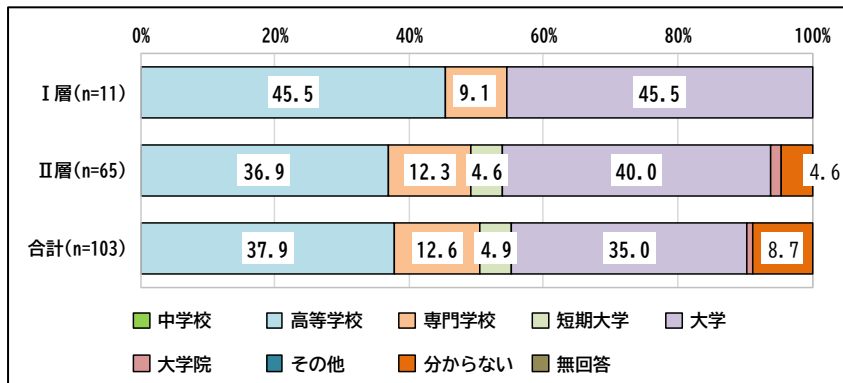
経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。(保護者回答)



I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「本や絵本が買えなかった」(I層:18.2% II層:7.7%)、「お小遣いを渡せなかった」(I層:36.4% II層:7.7%)、「必要な服や靴を買えなかった」(I層:27.3% II層:4.6%)、「習い事に通えなかった」(I層:18.2% II層:10.8%)が挙げられます。前問と同じく、経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

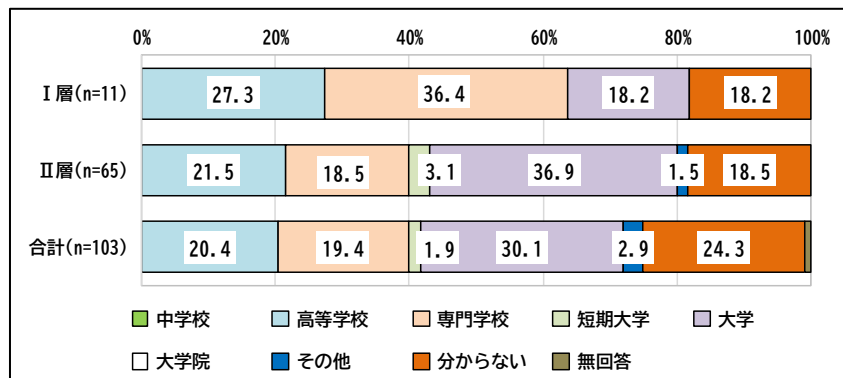
お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか（保護者回答）

II層と比較してI層では「高等学校」（I層：45.5% II層：36.9%）、「大学」（I層：45.5% II層：40.0%）の割合が高くなっています。反面、「専門学校」（I層：9.1% II層：12.3%）、「短期大学」（I層：0.0% II層：4.6%）の割合は低くなっており、全体を見ても、II層と比較してI層では子どもの進学についての希望が「高校」と「大学」の2極化の状況であり、希望する選択肢が少ない状況である様子がうかがえます。



あなたは将来どの学校まで進学したいですか（子ども回答）

II層と比較してI層では「高等学校」（I層：27.3% II層：21.5%）、「専門学校」（I層：36.4% II層：18.5%）が高くなっており、「大学」（I層：18.2% II層：36.9%）の割合は低くなっています。出来るだけ早く社会人となり、収入を得ることを希望していることも要因の1つだと考えられます。



2．取組の方向性

(1) 将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組みの推進に努めます。



(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援
<p>子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。</p> <p>貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。</p>
基本方針2 生活・就労の支援
<p>子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。</p> <p>生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。</p> <p>また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。</p>
基本方針3 経済的支援
<p>様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。</p> <p>本町においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。</p> <p>経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。</p>
基本方針4 連携体制等の構築
<p>子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。</p> <p>子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。</p>

3. 取組の内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム¹と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

学校教育の充実

施策	内容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。

学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施策	内容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー ² やスクールソーシャルワーカー ³ 等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、福祉課などが連携し、町全体で総合的な子どもの貧困対策を展開します。

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

* 2 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられ、SCと略される。

* 3 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

地域の人材を活用した学びの場づくり

施策	内容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

就学前教育・保育の充実

施策	内容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

就学支援の充実

施策	内容
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など町民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。

(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

子どもたちの居場所づくり

施策	内容
放課後児童クラブの内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
多世代交流の推進【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

子どもの健康・生活への支援

施策	内容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。

子どもの将来に向けた支援の充実

施策	内容
キャリア教育に関する学習 【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、引き続き中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。
子どもの学習・生活支援	生活困窮者及び生活保護の被保護者の子どもを対象に、日常の学習や進学等に関する支援、引きこもりや不登校の子どもに対する学習支援、子どもが学習を継続できる日常的な生活習慣を身に付ける支援を行います。
学習・生活支援	町民の協力で実施されている学習・生活支援に対して支援を行います。

保護者の就労支援

施策	内容
保護者の就労支援	たまな若者サポートステーションやハローワーク、県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。

保護者の健康確保

施策	内容
保護者の健康面に対するの専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。

暮らしへの支援

施策	内容
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	福祉課、南関町社会福祉協議会、玉名福祉事務所等において、保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じます。また、生活上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。
住まい確保のための支援	生活困窮世帯に対して、生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金を支給します。

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

生活を支える経済的な支援

施策	内容
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、中学校3年生までの子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。
ひとり親家庭等への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭等の医療費の助成などに取り組みます。また、貸付金に関する相談や情報提供を行います。
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、関係機関と連携し教育資金などの貸付による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。

(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぐとともに、関係各課、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

国が示す3つの「つなぐ」(「子供の貧困対策に関する大綱」より)

子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
教育と福祉を「つなぐ」
関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

相談体制の整備・充実

施策	内容
総合的な児童虐待防止の推進	福祉課を子どもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、南関町地域虐待防止対策連絡協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するほか、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを整備します。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。

第7章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携

本町では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育施設を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本町では、福祉課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「南関町子ども・子育て審議会」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

用語の解説

用語	解説
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。
事業所内保育施設	事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 （国の食育基本法の定義より）
「育ちのものさし」	南関町の子どもたちの育ちの歩みについて、町内の園及び小中学校で実践していく、挨拶やコミュニケーション、生活リズム等に関する目標。
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
認可外保育施設	保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの。（保育事業の実施には都道府県知事への届け出が義務づけられている）
認可保育所	保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けているもの。

用 語	解 説
認定こども園	<p>幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)</p> <p>認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っている。</p>
放課後子ども教室	<p>地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。</p>
労働力率	<p>生産年齢人口(15歳以上の人口)に対する労働力人口(就業者数と完全失業者数とを合わせた数)の比率。</p>
ワーク・ライフ・バランス	<p>「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。</p>

(第4期) 南関町子ども・子育て審議会委員名簿

	委員の選任区分 (規則第3条)	氏名	備考
1	子どもの保護者	もりやま まこと 森山 誠	南関町PTA連合会代表
2	子どもの保護者	ひらやま たかのり 平山 貴則	南関こどもの丘保育園保護者会 代表
3	子どもの保護者	たけだ まき 武田 真樹	子育てサークル メイプルファミリー
4	子育て支援事業従事者	むらかみ ともこ 村上 朋子	南関ひまわり幼稚園 園長
5	子育て支援事業従事者	すがはら ひろし 菅原 裕	南関こどもの丘保育園 園長
6	子育て支援事業従事者	ひよし みどり 日吉 みどり	子育て支援センター メイプル
7	子育て支援事業従事者	くぼた みちこ 久保田 美智子	文化幼稚園 園長
8	南関町議会議員代表	にしだ けいすけ 西田 恵介	町議会議員
9	教育委員会代表	おおのり まなみ 大法 真奈美	教育委員
10	教育委員会代表	ひらやま こうじ 平山 浩治	南関第一小学校 校長
11	教育委員会代表	あかき ふみや 赤木 二三也	教育課 課長
12	学識経験者	ひらやま まさゆき 平山 雅章	田辺クリニック 医師
13	学識経験者	たていし ようこ 立石 葉子	主任児童委員
14	その他(関係行政職員)	きど ちなみ 城戸 千波	保健センター 保健師
15	その他(関係行政職員)	しまさき ひろむ 島崎 演	福祉課 課長

※任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日(2年間)

南関町子ども・子育て審議会条例

平成25年6月24日条例第26号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南関町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条に規定する事務を処理するほか、町長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な子育て支援計画の策定及び推進に関し規則で定める事項について調査審議する。

(組織及び任期)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、規則で定める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任) 了解を得る

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

南関町子ども・子育て審議会条例施行規則

平成25年6月24日規則第32号

(目的)

第1条 この規則は、南関町子ども・子育て審議会条例(平成25年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 子どもの育成に関する事項
- (2) 子育て支援に関する事項
- (3) 母子保健に関する事項
- (4) 青少年健全育成に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 南関町議会議員の代表
- (4) 南関町教育委員会の代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認めた者

(庶務)

第4条 審議会に関する庶務は、福祉課において行う。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

第二期南関町子ども子育て支援事業計画
令和2年3月

発行・編集：南関町福祉課

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316
TEL：(0968) 57-8503 FAX：(0968) 53-2351

